

様式第3号(第4条関係)

平成31年4月26日

小浜市議会議長
藤田善平様

議員名 熊谷久恵



政務活動費収支報告書

平成30年4月1日付け浜議指令第1号により交付決定のあった政務活動が完了したので、小浜市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

平成30年度政務活動費収支報告書

議員名 熊谷 久恵

1 収入

政務活動費 240,000円

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
調査研究費	27,850円	先進地行政視察
研修費	159,020円	議員研修
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費	77,252円	反訳料、パソコン購入費
資料購入費	54,400円	新聞購読料、書籍購入費
人件費		
事務所費	1,058円	事務消耗品代
合計	319,580円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

科 目	調査研究費
整理番号	1

領収書等貼付欄

(先進地行政視察費用)

小浜市議会誠友会他、行政視察費用(島根県邑南町)

平成30年7月2日(月)~3日(火)
誠友会会計 牧岡輝雄

議員名	マイクロバス代 小浜~小浜	いこいの村しまね 宿泊	個人政務活動費
1.熊谷久恵	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
2.竹本雅之	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
3.牧岡輝雄	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
4.藤田靖人	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
5.西本清司	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
6.小澤長純	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
7.今井伸治	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
8.垣本正直	¥ 20,970	¥ 6,890	¥ 27,860
9.藤田善平	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
10.富永芳夫	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
11.池尾正彦	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
12.能登恵子	¥ 20,960	¥ 6,890	¥ 27,850
合 計	¥ 251,530	¥ 89,570	334,210

上記費用支出を確認しています。

誠友会会計 牧岡輝雄



領 収 書 等
添付合計金額

27,850円

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

平成30年度政務活動費 調査研究等報告書

議員名 熊谷 久恵

- 1 日時 平成30年7月2日(月)～3日(火)
- 2 場所 島根県石見銀山～邑南町
- 3 目的 「日本遺産認定 石見銀山視察 語り部ガイド」
「日本一の子育て村構想」
「A級グルメ構想」
- 4 参加議員 熊谷、竹本、牧岡、藤田靖、西本、小澤、今井、垣本、藤田善、富永、池尾、能登（敬称略）
- 5 内容・成果・所見

【世界遺産認定 石見銀山視察 語り部ガイド】

世界遺産に認定された石見銀山を、語り部のガイドを通して案内してもらうことにより、その地域の魅力をより深く感じることができた。観光地が住民の暮らしと共存する部分があり、観光客の増加と共に観光地として受け入れたい地域と住民との対立が生じたが、話し合いを持ち、自分たちの暮らしの中にある世界遺産、伝統的建造物群の指定地をどう生かすか協議の上、住民が自ら世界遺産と共に生きることを考え、未来へつなぐ住民憲章を制定したとのこと。小浜においても大変参考になる取り組みである。



【日本一の子育て村構想】【A級グルメ構想】 邑南町役場

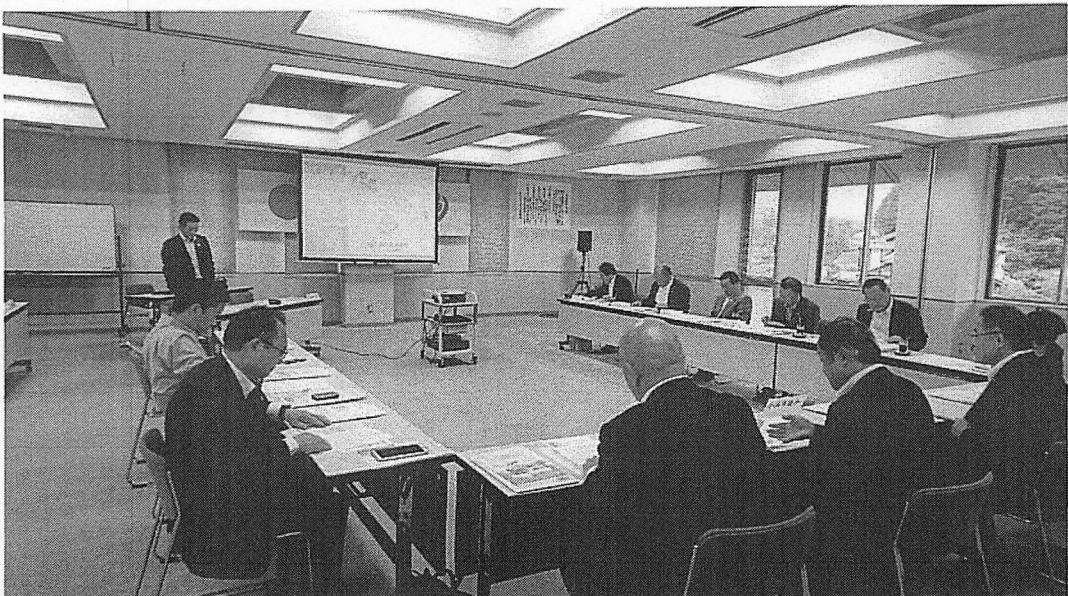
平成16年10月1日に2町1村が合併し邑南町となる。合併時に就任した石橋良治町長が14年歴任。人口10,901人(2017.4.30)、約5,000世帯、高齢化率43.3%。居住標高は100m~600mくらいで、一番高いところは1200mとなり雪が降り、シーズン中には16・17万人のスキー・スノボ客がある。

2000年~2005年の国勢調査にて5年間で922人が減少、合併後も2005年と2010年では1000人減少と人口減少に歯止めがかからず、2015年には858人が減少という現実に危機感を持ちとった対策が「A級グルメ構想」「日本一の子育て構想」。専従職員を置いて、移住者ケアを丁寧に行い、移住の受け入れや定着に力を入れ徹底して取り組んだことにより、実数11,101人と人口増につながっている。

A級グルメの取り組みについては、食の研究所や食の学校、耕すシェフ事業など食による定住に向けての新たな担い手の創出や働き方について、総務省の地域おこし協力隊の取り組みを有効に活用しており、住民の希望する地域とのマッチングを行政が間に入り行うなど、定住につながっているところが参考になった。

日本一の子育て村の取り組みについては、3町村合併した邑南町には、中学校3校、小学校8校、保育園9校、県立特別支援学校、県立高校、自動車学校、無料で使用できる食の学校など、教育環境の取り組みを進めており、ソフトの部分においても、学校図書室の充実、補習授業として現役東大生講師のオンライン学習指導、中学卒業までの医療費無料化、保育料も第2子以降完全無料、町内2か所の病児保育室では、看護師と保育士がいつでも受け入れできる体制がととのっているなど、子育てをする上で、親が重要とするポイントを押さえた目玉的な施策が実施されている。

また、12地域の公民館では「地域学校」の実践として、地域の思いや願いを体験活動を通して子供たちに伝え、愛郷心を醸成することにより地域の活性化や将来的なU・Iターン定住に向けるなど、地域が危機感をもって取り組んでいる。子供への支援、子育て家庭への支援に重点を置き、町民・地域・行政が一体となり「地域で子育て」をキーワードにして、安心して子供を産み育てられる環境の整備や経済的負担を軽減する具体策を立てられ実行されているところが参考になった。




様式第2号

領収書等添付一覧

(30年度報告分)

科目	研修費 (/)	
整理番号	主な支出内容	支出金額
1	地方議会総合研究所セミナー受講料	25,000円
2	市町村アカデミー・川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川 交通費	27,680円
3	市町村アカデミー・川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川 宿泊費	13,720円
4	市町村アカデミー・川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川 参加費	13,500円
5	小浜市議会誠友会・公明党ほか 中央要望・全国市議長会研究フォーラム費用	79,120円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
この表の合計		159,020円

※同科目で複数にわたる場合は、科目欄のカッコ内に1/2などと記載してください。

科 目	研修費
整理番号	1
<p>領収書等貼付欄 (地方議会総合研究所セミナー受講料)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <h2 style="margin: 0;">領収証</h2> <p style="margin: 5px 0;">No.</p> <p style="margin: 5px 0;">平成30年8月7日</p> <p style="margin: 5px 0;">熊谷 久恵 様</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p style="margin: 5px 0;">金額 ¥25,000</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p style="margin: 5px 0;">但 8月7日セミナー受講料として 上記正に領収いたしました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">収入印紙</div> <div style="text-align: center; width: 60%;"> <p>〒112-0011 東京都文京区千石2-34-6 株式会社 地方議会総合研究所</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; width: 15%; text-align: center;">係</div> </div> </div>	

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

議員名 熊谷 久恵

- 1 日時 平成30年8月7日(研修) 10:00~17:00
- 2 場所 京都市南区東九条下殿田町70
京都テルサ
- 3 目的 研修「議会改革を住民福祉の向上に！」
講師：山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授 江藤俊昭
- 4 参加議員 熊谷久恵、竹本雅之、牧岡輝雄(計3名)

5 内容・成果・所見

(参加者 13人)

【議会改革を「住民福祉の向上」に！】

住民自治の根幹は議会であり、プロセスを評価することが大切である。

視点の多様性をもって、論点の明確化し、公開の場で議論することが重要。

議会モニターを設置して、話を聞く機会を設ける。

一般質問のその後の経過を調査しているか。

政策サポーター制度を設けているか。

議員にならない理由は、

魅力がない(見えない)のと、条件が悪い。

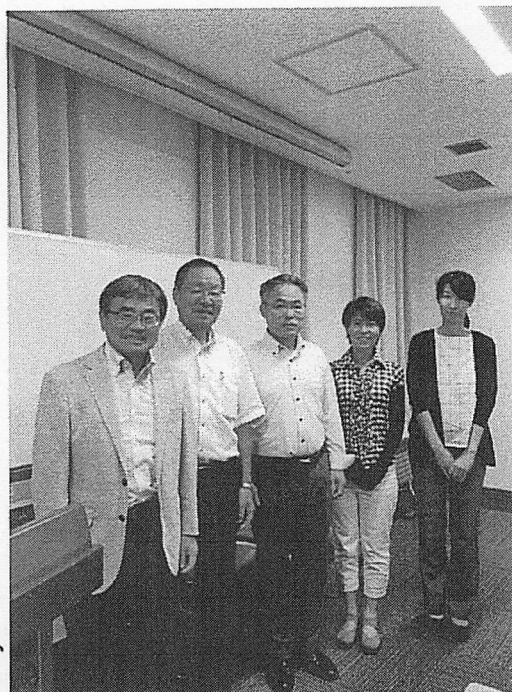
議員になれない理由は、

応援者がいない、法律の縛りがある。

住民参加を含めて議論する機会を設けるなど、住民が身近な案件で議論に参加することで、議会にも興味・関心をもってくれ、投票率やなり手不足を解消できるのでは。

議員報酬と定数については別の問題である。住民の中には議会活動を知らない人もいて、理解を得るには話し合う機会を設けることが必要である。

議会事務局の役割は大きく変わっており、事務局職員の充実(増員・法律専門家など)を図る必要がある。



8月7日出席者名簿

都道府県名	議会名	氏名
福井県	小浜市議会	熊谷久恵
〃	小浜市議会	竹本雅之
〃	小浜市議会	牧岡輝雄
〃	小浜市議会	領家直美
北海道	恵庭市議会	野沢宏紀 <small>議会</small>
石川県	珠洲市議会	北野進 <small>花125、読書町</small>
愛知県	あま市議会	足立詔子
〃	津島市議会 <small>15人増設→20人</small>	加藤則之 <small>会派長</small>
〃	津島市議会	後藤敏夫 <small>4期目</small>
〃	津島市議会	沖廣 <small>病院長</small>
〃	津島市議会	垣見啓之 <small>市職員28</small>
〃	あま市議会	山内隆久 <small>1期目</small>
兵庫県	加古川市議会	山本一郎

87

2018年7月24日@地方総合研究所

議会改革を「住民福祉の向上」に！ どのように進めようか！
—その到達点と「はじめの一步」—

市議事会
宇野 孝志 氏

江藤俊昭

山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授

はじめに

*本日の研修の方向は、地方政治の負の連鎖を断ち切り、正の連鎖に向かう方途
負の連鎖を加速！【資料1】

*それを変えることは？→「住民自治の根幹」としての議会を作動させる

*議会改革の現段階と課題（本史の第2ステージ）：住民とともに！

*これからの議会はどこから出発すればいいか（さまざまなルート、サイクルを活用しやすいのは財政 乗り物は委員会！）。

1. 議会改革の到達点【資料2】

地方政治の重要性、首長主導型と二元的代表制（機関競争主義）、住民自治の根幹とし

ての議会、国政とは異なる地方政治、行政と議会の理解関係、コミュニケーションの重要性

議会（議事機関）と首長等（執行機関）による政策競争
① 議会に驚くべき権限を与えている（自治体の法律=条例、予算、決算、主要な計画、執行権限にも） <u>「議会には住民自治の根幹」</u>
② なぜ議会に権限を与えるのか（住民代表機関+議事機関） （二十四の瞳効果=多様性）12人の怒れる男たち効果=論点の明確化、合意の可能性、オセロ的発想を脱却する効果=世論形成 議院の重要性
* <u>驚くべき権限の自覚を！！</u> =議会改革の起点 議決責任の再確認→説明責任の確認→議員間討議（問題をえぐり出す、第3の道の発見）→独善性の排除（調査研究、住民との意見交換（議会報告会））

66章96条府議会149条

77章 執行機関

2. 議会基本条例制定の動向（進展）【資料3】

議会基本条例制定の動向は、まさにバクハツ、3つの要素+α（3.11以降は危機管理

も）、議会基本条例の進展 - 議会創制からのマニフェスト
住民が政治に関わり方（住民自治に関すること）

3. 議会からの政策サイクルを作動させる（形式から内容（実質）に）【資料4】

連続性こそが重要、実践されている連続性（質問、条例検証、財政等）、議会からの政

策サイクル、乗り物と手法（委員会、通年議会・通任期制）追跡調査、以内に通告など

4. 首長等との緊張関係 I（地域経営におけるPDDCAサイクル）【資料5】

所管事務調査は含みにはずす、法律、事前準備が重要、質問ができる

ディスカッション 討議(討議室内)
ディレクション 決定

学校の経営
町村合併

地方議会に
国政の関連

議会の運営
の仕組み

資料5

資料1 地方政治の負の連鎖と正の連鎖の可能性(一般市、町村)

<p><外部環境></p> <p>① 少子高齢化や人口減少といった課題が山積 <i>決定、方向は政治、誰がどうやってやるのか?</i></p> <p>② 地方分権改革による地域経営の自由度の向上、財政危機による選択と集中</p> <p>③ 国政や地方を問わず政治・行政への不信の蔓延 <i>おれもこれへあわか一本か?</i></p>		
負の連鎖	<p><議会></p> <p>解決が困難な課題に直面し、責任はますます重くなる。閉鎖的で、議論もなく追認機関化している従来の議会では対応できない</p>	<p><住民></p> <p>身近な課題を地方議会や首長にぶつける。従来の議会運営ではそれに応えられない。そもそも、<u>議会運営は見えない</u>。課題に応えられない議会ならば、その設置の意義が失われる。議員定数や報酬の削減要求に結び付く。 <i>いざこざは結びつく。</i></p>
	<p>新たな課題を追求するための時間と労力の負担増→それにもかかわらずコスト削減要求の高まり、<u>尊敬されず</u>→やりがいの欠如→立候補者の少なさ→議員の属性の偏り(高齢者、男性)→新たな課題の解決が困難となり、住民の不信を広げる <i>二か辛い。</i></p> <p><i>町内議員無投票率2割 女性3.2%</i></p>	
正の連鎖(の可能性)	<p><議会></p> <p>議決責任を自覚し、新たな課題の解決に果敢に挑戦するために、新たな議会を創り出す。そのための条件(議員定数・報酬等)を整備する必要を住民とともに議論する。</p>	<p><住民></p> <p>議会の見える化の推進、住民との意見交換など住民と歩む議会によって、住民の福祉向上のために活動する議会・議員を知る。問題はありながらも、議会が住民に寄り添おうということを実感する。</p>
	<p>新たな課題を追求する議決責任を自覚→それを行行使するための時間と労力の負担増→それに対応するコストの維持・向上、尊敬とはいえないまでも不信の解消→やりがいの向上〔→立候補者の増大→議員の属性の偏りの解消→新たな課題の解決、住民の不信の解消〕</p>	

注：正の連鎖に可能性を付しているのは、また括弧〔 〕を挿入したのは、連鎖が実現しているわけではなく、今後の課題も含んでいる。また、これには労働法制の改革も必要である。

議 (に) *いざこざ*

議会・議員の難力かた

条件が悪い。(議員報酬が低い)

心遣い(してこた)人がいない、かつぎができて、定数

業業(行政と仕事NG)若者当、育兒当等ない。

地域力がUPする仕組みをいじり、*議会が* 仕掛ける → *議会の懸念を知らせ*

法律改正の提案をいじり、

長野県飯綱町の議会だよりモーター (50集落に1台) *条件はいい*

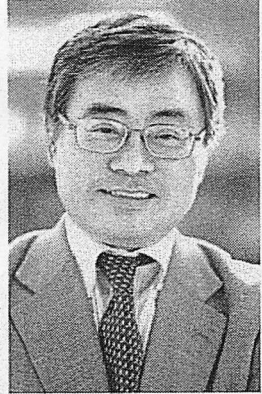
上越市91074

経済教室

江藤 俊昭 山梨学院大学教授

ポイント

- 首長と議会は癒着も不毛な対立も避けよ
- 議会を討議と決定の場にする必要がある
- 政党が分権化しないと中央集権制は継続



えとう・としあき 56年生まれ。中央大博士(政治学)。専門は地域政治論、政治過程論

課題が浮上してきた。橋下徹前大阪市長や河村たかし名古屋市長などの登場、小池百合子東京都知事の誕生による議会との確執も新たな課題の表れだ。首長が選挙を踏まえて自らの正統性のみを強調し、議会との対立権限を創り出す。議会と首長とともに直接選挙するという日本の地方自治制度の特徴からすれば、当然想定できる。

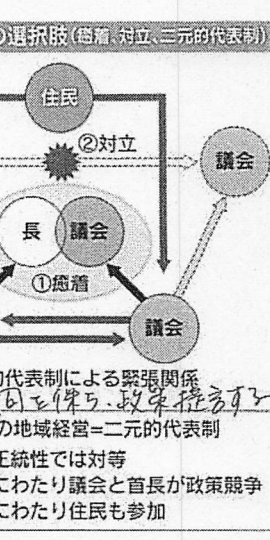
が不正受給を行っている。地域経営での政治の重要性を踏まえ、地方自治制度の改革を考える時期に来ている。その際、現行制度を前提とした改革と、制度自体の改革と

首長と新たな関係模索を

という複眼的志向が必要だ。また新たな議会・議員を支援する制度として政務活動費(当初は政務調査費)が条例に基づいて交付できることになった。この意義を理解しない旧態依然とした議会・議員

ば、当然想定できる。また新たな議会・議員を支援する制度として政務活動費(当初は政務調査費)が条例に基づいて交付できることになった。この意義を理解しない旧態依然とした議会・議員

経営がある。前者は監視が効かず、後者は不毛な対立が日常化し、どちらも住民福祉に逆行する。両極とは異なるもう一つの方向を探るべきだ。それは最近広がりを見せつつある議会基本条例の中に刻まれている。閉鎖的な議会から住民に開かれ住民参加を促進する住民と歩む議会、質問・質疑だけの場から議員間討議を重視する議会、それらを踏まえながら追認機関ではなく首長などと政策競争をする議会、という3つの原則だ。



現行の地方自治制度の下での議会の新たな役割、議会と首長の新たな関係を探索すべきだ。議員も首長も直接住民と接する必要がある。前者は監視が効かず、後者は不毛な対立が日常化し、どちらも住民福祉に逆行する。両極とは異なるもう一つの方向を探るべきだ。それは最近広がりを見せつつある議会基本条例の中に刻まれている。閉鎖的な議会から住民に開かれ住民参加を促進する住民と歩む議会、質問・質疑だけの場から議員間討議を重視する議会、それらを踏まえながら追認機関ではなく首長などと政策競争をする議会、という3つの原則だ。

市町村合併など地域経営の重要な権限はすべて議会にある。だが、ようやく実質的に行使できるようになった。それに伴い、新たな議会の役割、議会と首長の新たな関係などの

新たな議会運営の3つの原則は、各自自治体の思いつきではない。地方自治の原理がまさにこれら3つの原則を生み出している。地方自治は国政と同様に、政府(代表制、自主的な権限財源)だが、両者の間には大きな相違がある。国政では一度選出されれば議員の良心に基づき考え行動し議決するという国民代表制が採用されている。一方、地方自治では日々の住民の参加を前提として、リコール(解職・解職請求、制度をはじめ多様な直接民主制が採用されている。地方議会は一院制であっても住民がチェックできる。ここから住民とともに歩む議会、様々な形で住民参加を導くための議会が

地方自治制度の課題①

議会 地域経営に組み込め

ポイント

- 首長と議会は癒着も不毛な対立も避けよ
- 議会を討議と決定の場にする必要がある
- 政党が分権化しないと中央集権制は継続

による議会解散といった議院内閣制の要素だけでなく、住民参加が前提となること、二元の激しい対立を想定していないことを強調するためだ。二元的代表制の作用により地方自治制度改革の本史に突入したと考える。とはいえずこれは地方自治制度の運営の仕方であくまで形式にすぎない。その新たな地域経営を住民福祉の向上につなげる必要がある。総合計画を地域経営の軸として位置づけることも、議会も監視や政策提言を積極的に担うようになった。議会が直接住民の声を聞きながら、監視や政策提言に生かすという「議会からの政策サイクル」だ。これは決算審査・予算要望や条例案の提出・審査にも生かされている。行政改革で流布しているPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルは重要だが、地域経営でのPDCAサイクルの活用は知らないうちに行政的発想へと移動することに留意する必要がある。

地方自治制度の課題①

議会 地域経営に組み込め

ポイント

- 首長と議会は癒着も不毛な対立も避けよ
- 議会を討議と決定の場にする必要がある
- 政党が分権化しないと中央集権制は継続

による議会解散といった議院内閣制の要素だけでなく、住民参加が前提となること、二元の激しい対立を想定していないことを強調するためだ。二元的代表制の作用により地方自治制度改革の本史に突入したと考える。とはいえずこれは地方自治制度の運営の仕方であくまで形式にすぎない。その新たな地域経営を住民福祉の向上につなげる必要がある。総合計画を地域経営の軸として位置づけることも、議会も監視や政策提言を積極的に担うようになった。議会が直接住民の声を聞きながら、監視や政策提言に生かすという「議会からの政策サイクル」だ。これは決算審査・予算要望や条例案の提出・審査にも生かされている。行政改革で流布しているPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルは重要だが、地域経営でのPDCAサイクルの活用は知らないうちに行政的発想へと移動することに留意する必要がある。

資料 議会基本条例の構成と基本項目

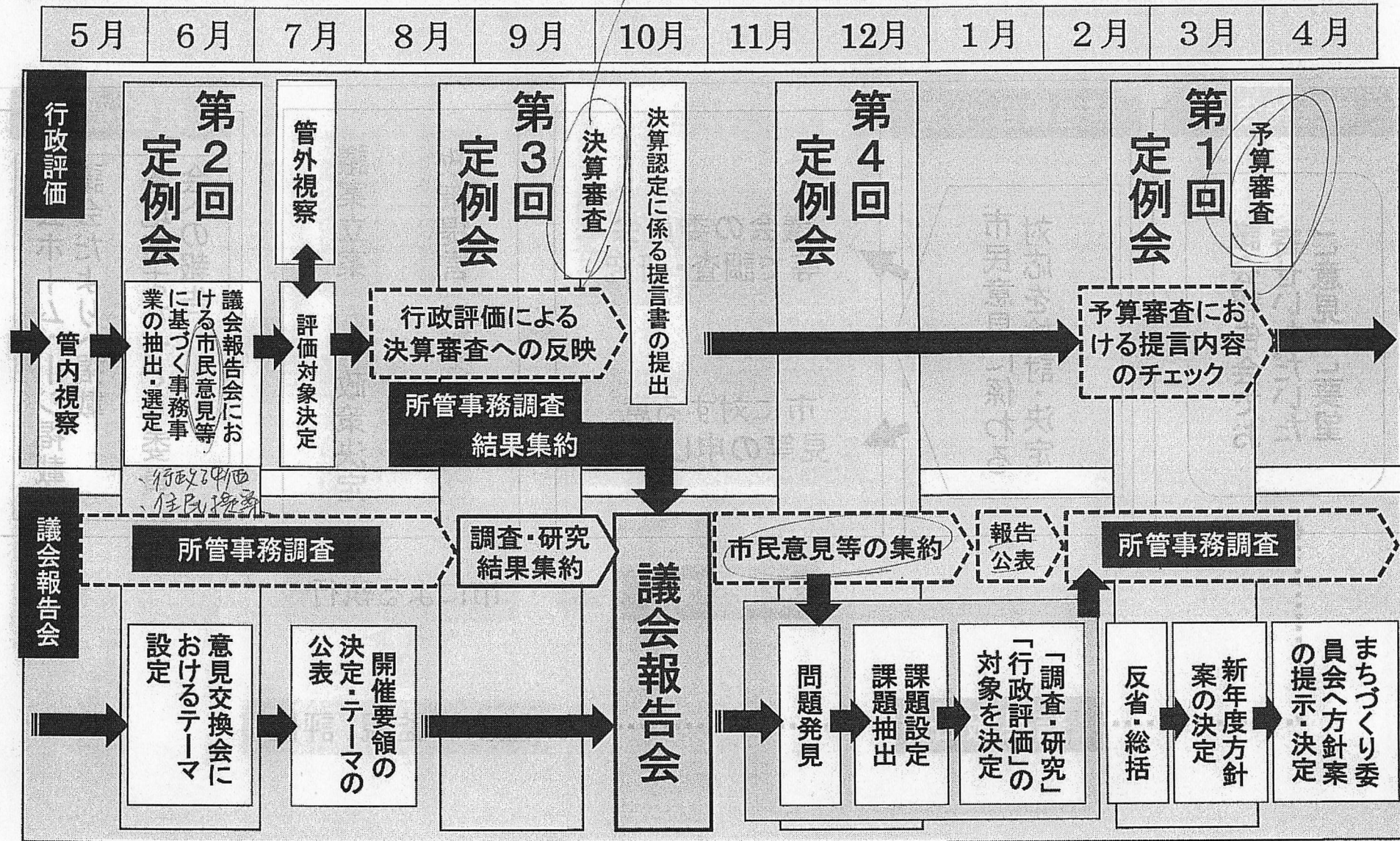
<p>【前文】 (制定の意義、制定過程、議会(住民)の想いを明示) 地方自治法の遵守とともに、「この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う」(北海道栗山町)</p>	
<p>【議会運営の根本規範性】 (議会運営の基本原則・法令等の解釈基準) 憲法、地方自治法、条例その他に明記されているバラバラな議会の規定を当該自治体でまとめ上げた基本原則(自治基本条例がある場合はそこに最高規範性がある)。だからこそ、法令等の解釈基準。</p>	
<p>【新しい議会運営の3つの要素】 ①住民に開かれ住民参加を促進する住民と歩む議会) 会議の原則公開、議員の賛否公開、参考人・公聴会の充実、議会報告会や住民との意見交換会の開催、陳情・請願を住民からの政策提言としての位置付け・代表者の陳述(茨城県取手市、栃木県大田原市)、委員会での傍聴者の発言機会の保障(大田原市)、議会モニター、住民投票(栗山町、愛知県高浜市)、意見交換会に世代別の機会(北海道夕張市)、中学生高校生(新潟県出雲崎町)を明記、議会としての市民相談窓口(三重県尾鷲市)、附属機関に市民を交える(滋賀県米原市)、パブリックコメント(北海道登別市、長野県軽井沢町、三重県四日市市)、報道の自由の明記(愛知県犬山市)、情報の対象・媒体の明記(別表)(埼玉県嵐山町)、意見交換会における議長に秩序維持機能(福島県矢吹町)、など ②議員間討議を重視する議会) 監視や政策提言としての一般質問・代表者質問、議員間討議の重視(論点の明確化や合意形成の可能性)、会派の合意形成の努力、議長・委員長に質問権(愛知県常滑市)、など ③執行機関と政策競争をする議会) 一問一答方式、首長等への反問権付与、議決事件の追加(自治法96②)、専決処分基準(自治法180(長崎県壱岐市))、首長等への説明義務(提案のコスト、総合計画における位置付け、検討した他の政策等、これらに市長のマニフェスト、財政規律を加える(岐阜県山県市))、議会側からの修正・提案に対して首長側に意見提示の機会付与(滋賀県大津市、同高島市)、議決責任(福島県会津若松市)、議会活動サイクル(福岡県大牟田市)、委員会による政策提言(岐阜県白川村)、議員と委員会にも政策情報提供の努力義務(鹿児島県出水市)、予算を伴う施策提言・政策立案時に財政上の措置について首長との協議(米原市)、代案を出すことを議会の役割に明記(長崎県長与町)、決算審査において首長側に政策による成果・効果の提出(決算審議)(大田原市)、政策評価・決算審査等を踏まえた委員会からの政策提言(鳥根県雲南市、白川村)、文書質問、など 〈3つの要素を実現する制度〉 通年議会・通年期制(北海道白老町、同福島町、新潟県柏崎市)、定例回数(神奈川県横須賀市)、委員会(同)、広報広聴委員会・政策討論会、など 〈議員・議長、議会の役割・責務〉 議員・議会の役割と責務、臨時会の招集についての議長の責務(群馬県吉岡町)、議長・副議長選挙の立候補制(栗山町)、議員の議決責任(兵庫県西宮市)、など</p>	<p>【新たな議会をつくり出す条件】 議会事務局の行政からの独立した機関の位置付け(北海道名寄市、同和寒町)、議員のパートナーとしての議会事務局職員(茨城県美浦村)、議会事務局の充実・役割(調査政策機能を含む(出水市))、採用の手法(議長との調整(北海道芽室町、山梨県都留市))・専門家の任期付き採用(高知県四万十町)、図書室の充実、定数(横須賀市)、議員定数・報酬・政務活動費の決め方、専門的知見の活用、議会サポーター・アドバイザー、附属・調査機関の設置、議員・事務局職員研修、予算の確保(米原市)、など</p> <p>【住民が議員となる環境づくり】 誰もが議員となり活動できる条件整備の明確化(神奈川県秦野市、長野県上松町)、など</p> <p>【新たに必要な規定】 〈議会としての危機管理〉 議会版BCP(業務継続計画)策定(大津市)、指揮系統の序列等の要項策定(茨城県小美玉市)、体系的な危機管理条項(福島県郡山市)など 〈自治体間連携・議会連携・自治体内分権〉 市町村間・都道府県間・両者間の議会間連携、自治体内分権(長野県飯田市(議会提案による自治基本条例))、広域行政との整合性(熊本県多良木町)、など</p> <p>【議会改革の推進】 議会基本条例の見直し(市民からの意見聴取(新潟県上越市))、改革推進組織設置、議会改革のマネジメント(徳島県、芽室町)、議会白書の公表(芽室町)、政策サイクルについての評価と市民参加(岩手県滝沢市)、など</p>

注1: 広がっている議会基本条例の項目を素材としている。未だ希少ではあるが重要である事項についても明記している(その際自治体名を記している)。前文は、従来は憲法、法律、条例を考慮すれば、憲法と教育基本法だけであった。今日、法律では基本法などで前文が規定されている。基本的な法律であり、その制定時の想いを明確化していることにより、規範性がある。自治基本条例や議会基本条例で規定された前文も同様である。自治体を明確に「政府」と規定している議会基本条例もある(福岡県田川市、同豊前市、宮城県蔵王町、福島県南会津町)。

注2: 廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編『議会改革白書』各年度版、などを参照している。

総合計画に基づいて予算は出て来ない
 決算をしっかりと予算は出て来ない
 予算のとり方を700億円に
 4

飯田市議会における一年間の流れ



議会



山梨学院大学大学院
研究科長・法学部教授
江藤 俊昭

筆者は、議会改革を住民福祉の向上につなげることを強調している。そのためには、議会運営の連続性が重要だ。議会からの政策サイクルの構想と実践である。先日(3月25日)、都市センターホテルにて、「議会改革の第2ステージ」議会からの政策サイクルを回す」をテーマに、その実践紹介と課題を討論した

P D C A に 2 つ の D を 付 加 する

(地方議会議員フォーラム2017、主催：公益財団法人日本生産性本部、共催：早稲田大学マニフェスト研究所)。最先端の討論に感激した。この紹介は別途行うが、ここではこうした議会からの政策サイクルを効果的に作動させる発想を確立したい。地域経営における政策サイクルである。

政策サイクルといえば、P D C A サイクルを思い浮かべる(P計画、D実践、C評価・検証、A改善)。それは、人間行動でも組織行動でも当然意識されるべき手法である。行政改革と同様に、議会改革でも活用できる。議会基本条例の条文を基準に毎年その改革を評価する発想はその一つである。議会という機関としてだけでなく、機関内、たとえば議員会、議会事務局等々の評価もできる。つまり、P D C A サイクルはさまざまな

実践において活用できる手法である。ただし、住民自治を進める上で、また地域経営を行う上で、議会からの政策サイクルという視点から範囲を確定しない安易な活用は中央集権時代の行政主導に引きずられる。P D C A サイクルは重要だとしても、地域経営全体にこのP D C A サイクルを位置づけ実践すると、議会が排除・軽視される可能性がある。P D C A サイクルには、地域経営にとって重要な討議と議決(決定)が含まれていないからである。

地域経営においてはそのサイクルで軽視されていた討議(Elaboration, debate, discussion)と議決(decision)と2つのDを組み込むことが必要だ。それを踏まえないP D C A サイクルの活用には、知らず知らずのうちに行政の論理が浸透する。多くの議会に留意していただ

に対して、議会はそれらを無視するわけではないが住民の目線を重視する。次に、執行機関の縦割りの組織運営に対する議会の合議制(多様性)の組織運営。執行機関は、組織原則として官僚制を採用し縦割り行政となる。合議体である議会は、さまざまな角度から地域を洞察し提言できる。そして、執行機関の補助機関(職員組織)の膨大さや財源の多さに対する議会の資源の少なさを、議会の資源は、執行機関のそれと比べた場合、大幅に劣っている。

きたい論点である。逆にいえば、新たに付け加えた2つのD(討議と議決)を担うのは議会であり、それを無視する発想は議会を行政改革に包含させる。そもそも、従来のP D C A サイクルの発想と手法を超えたP D D D C A サイクルという地域経営における新たな発想と手法の開発が必要だ。

こうした3つの特徴を考慮すれば、議会は「包括的ではなく総合的な視点」を有したその実践が必要となる。したがって、議会は行政がかかわれない隙間(ニッチ)な課題、および総合計画策定・評価を集中的に担う。すべてに関わることはできないし必要はな

その上で、議会からの政策サイクルの独自性を確立したい。行政による政策サイクルと議会からの政策サイクルは同じことをやっては意味がない。したがって、執行機関の論理と実践に絡めとれないために、また議会、議員が「息切れ」しないために、常に考慮すべきことである。

冒頭で紹介したフォーラムの基となった研究会は、今年度も開催される。どのような新たな展開となるか。胸をワクワクさせている。

まず、執行機関の執行重視に対する議会の住民目線重視。執行機関は数値目標や首長のマニフェストを優先する。それ

議会からの政策サイクルは、P D C A サイクルを活用した三重県行政と政策開発センターが推進している。

議会



山梨学院大学大学院
研究科長・法学部教授
江藤 俊昭

地方自治法の改正によって可能となつた議選監査委員の選制制、より正確には条例に基づき議選監査委員を選出しなくともよい制度(議選の選制制と略記)について考えたい。

筆者は、後述する問題点があることも、また議員の身分を残したまま執行機関の特別職となる変則的な制度であることは十分に承知している。それにもかかわらず、現行では議選を議会改革に活用できると思えてくる。そのように活用できるかをまずもって考えたい。

その上で、かりに議選を廃止する場合は、議会の監視機能の充実強化についても考慮したい。どちらにせよ、監査委員制度を考える上で、2つの変化を確認することが前提である。

一つは、議選の選制制だけではなく、監査基準の策定、監査専門委員の設置など監査委員制度を充実させる自治法改正が行われたことである。もう一つは、議会からの政策サイクルの理論化と実践によって、単なる形式的な議会改革だけではなく、住民福祉の向上を目指し実現する議会が広がっていることである。

議会からの政策サイクルを実践している議会が、監査基準の策定、監査専門委員の設置等(そして、義務化されていない自治体でも内部統制の方針を策定することの提案や議会自体に内部統制の方針を策定することなど)、積極的に活用すべきこと(すなわち指摘した)本欄、本年7月28日付)。本小論では、議会からの政策サイクルを充実・強化させるために議選の活用を考えたい。議選の監査委員

は、個人(あるいは会派)での活動ではなく、議会として活用する手法の開発である。

議選の監査委員については、評価が分かれる。独立性・専門性になりむのか、単なるポストの1つにみなされ短期で変更している意味があるのか、あるいは今日政務活動費等、議会にかかわる住民監査請求が多く上がっている、これでは審査できないといった問題が指摘されていた。そこで、議選の監査委員制度の廃止が長年、検討されていた。

議選の監査委員の役割とは、これらについて再確認するよい機会である。筆者はいわば用心棒(説を採用していた。監査委員制度が生まれた際に、その説明では、識見だけではなく、力を持った議選がいるからこそ充実した監査ができる、つまりその必要性がうたわれた。政治的感覚をもって監査にあたることも必要である。実際には、こうした役割を實踐している議会は少ないかもしれないが行っている議会もある。

議選監査委員制度をめぐる論点

本場に、「用心棒」として活用するためには、議会自体が強力であればならないし、議会と議選監査委員との連動が不可欠である。それを実現する上でネックは、守秘義務である。自治法第103条の9(職務上の義務)から、議選の監査委員は任命最初から十分注意してくだらうという優しい脅しが、監査委員事務局から言及される。このために、その情報は個人のノウハウとして蓄積(1交代ではその蓄積も薄く)されるか、よらて会派までである。議会として活用できない。

たまたまは、決算にあたりついでのような論点があり、議論すべき論点ほどのようなものがあるかを議会として共有することとは重要である。プライバシーにかかわるもの、政争の具になるもの以外は「住民自治の根幹」としての議会にはその情報に不可欠であろう。また、議会側に情報が流れ議会の監視機能が強化されることに対する危惧もある。また、そのことなご起さないうつ「用心棒」の役

割がある。

ただし、議選は議員ではあるが、執行機関でもある。議会が議選と密接に連携して、情報を流すことに対して、整合的に考えることは困難である。そこで、代表監査委員を、自治法第121条(長及び委員等の出席義務)に基づき委員会等で出席させ、論点を開示せしめ、補足的に議選が論点を明確にすることで現実的であろう。「用心棒」の役割はまたこいつたでも発揮される。

なお、すでに示唆したように、議会との関係の明確化を含めた議選監査委員の倫理規定、選出基準の明確化等は不可欠である。議選を配置するかしんかいはともかく、監査委員は議会の同意が必要であり、どのような人を配置するか慎重に議論し、同意・非同意を決めることを強調したい。

単なる「上りのポスト」にしないために、議長に次ぐ報酬を減額する提案もあるが、議会からの政策サイクルの中に位置づけるとすれば、しっかりとした仕事に適合する報酬が必要になってくる。これまで議選の監査委員の活用手法を

考えてきた。しかし、議選を廃止する自治体も出てくるであろう。その際、注意していただきたいのは次の点である。まず、重要な情報が切断されることである。それを防ぐために、すでに指摘したように自治法第121条を活用することである。また、監査専門委員は執行機関側での採用が想定される。そこで、議会側にも専門委員を配置することも考慮すべきだ(自治法上は専門的知見の活用(100条))。

議選を廃止する場合、実地検査権を議会に戻す、あるいは議会にも付与することについては今後議論すべき論点である。選制制の制度化にあたり、どちらを選択するにせよ、ぜひ積極的に議論をして議会からの政策サイクルに監査制度を位置づけていただきたい。どの選択になろうとも、事務局等の充実、議会による監査請求の活用が重要である。これらについては別途検討する。

江藤 俊昭

議会



山梨学院大学大学院
研究科長・法学部教授
江藤 俊昭

江藤 俊昭

地方自治法等の一部改正が国会を通過した。この改正をめぐって、議会関係者からは、議選の監査委員（議選）の選択制についてコメントを求められることが多い。コメントを求める方は、地域経営に意欲的な方々である。廃止には条例制定が必要であり、考えもしなければ従来通りの議選存続となるからである。この機に監査委員制度、

議選の意味ととも
に、議会の監視機能
の強化を確認してほ
しい。さらに一歩進めて、歴史的な産物
である議選制度は重要であるとしても
「用心棒」脱、議員の身分を残した
まま、行政委員であれ執行機関に属する
意味もそろそろ考えたい（別途検討）。

本小論では、それ以外の自治法等の改
正項目も議会力アップによって活用でき
るし、活用すべきことを強調したい。紙
幅の都合上、要旨のみの確認となる。せ
ひ改正本文にあたっていただきたい。

① 内部統制に関する方針の策定等
（自治体の財務に関する事務等の適正な
管理及び執行を確保するための方針の長
による策定等）。議会は、内部統制に関
する方針・評価報告書を監視に活用でき
る。都道府県と指定都市のみ義務づけた
が、その他の市町村でも策定するように
議会は提案する。また、議会は議会に関
して（議会事務局を含む）内部統制の方
針を策定し毎年報告書を作成するよりも
考えてよい。

自治法等改正による議会力アップ・リスト

- ② 監査制度の充実強化（監査委員による監査基準の設定、勧告制度の創設、議選の義務付けの緩和、監査専門委員の創設、条例により包括外部監査を実施する自治体の実施頻度の緩和）。議会として、議選の位置づけを明確にするとともに、議会と監査委員（議選を含む）との連携を模索する。議選を廃止する場合、議会として監査、監視の強化を同時に制度化する。新たに制度化された勧告制度、監査基準を議会の監視に活用する。
 - ③ 決算不認定の場合における自治体の長から議会への報告規定の整備。決算認定を踏まえて、予算要望につなげ予算審議の充実につなげる。
 - ④ 長等の損害賠償責任の見直し等（条例に基づき損害賠償責任を限定、権利の放棄に関する議決をするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴く）。議会は、条例制定の際に十分に審議する。放棄する場合の説明責任をはたす。なお、監査委員に問題があるから住民訴訟になっている事柄について、監査委員に関しても同じではないかという問題もある。しかし、条例によって賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責できる。そうしたとすれば、それ以上の免責・放棄の根拠が問われる。また従来、議会が放棄する金額は、減額することほなく全額免除とされていた。軽過失の場合、条例で減額していることで、それ以上の金額を放棄するのであれば、相当の理由付けが必要になる。議会にも、監査委員にも説明責任が今以上に求められる。
 - ⑤ 地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加。この制度ができたからといって、活用しななともよい。議会は、そもそも窓口業務の委託、指定管理等の委担性を含めてアウトソーシングについて十分議論する。
- ***
- 以上のように、自治法等改正は議会力アップに活用できる。ぜひ議選監査委員の選択制だけではなく、地域経営の視点から検討し活用してほしい。そこで、自治法等の改正による議会力アップの5つのリストを提示したい。
- ① チェック1：議会の監視力アップ。内部統制方針策定の内容は妥当か、議会は方針・監査基準・監査委員による勧告を参考に監視を行ったか。決算不認定場合の首長から議会への報告を予算審議に活用したか。その他、市町村でも内部統制方針の策定を提案したか、議会でも内部統制の方針を策定したか。監査基準の策定にあたって国の「関与」は妥当か、問題があれば国に意見書を提出したか。
 - ② チェック2：監査委員と運動による監視力アップ。議選制度の継続の場合、監査委員制度、議選の役割等を明確にし、議選およびその他の監査委員との連携を検討したか。議選制度廃止の場合、議会としての監視機能を充実させる制度化を行ったか、監査委員との連携を模索したか。
 - ③ チェック3：住民福祉への運動を意識する。地方独立法人の業務への窓口関連業務等の追加を活用することを検討する場合、アウトリーチ（窓口業務が地域の課題を発見する）機能の弱体化を招かないか（委託も含めて）、雇用者の「安上り」の給与により地方創生に逆行しないか。
 - ④ チェック4：住民への説明責任。賠償責任額を限定する条例についての住民に対する説明責任、損害賠償請求等の対策の議決の際には、住民に対する説明責任（賠償責任額の限定以上に放棄する根拠）をはたしたか。
 - ⑤ ものすごく、議会力アップは、このチェック項目だけではない。とはいえず、今回の自治法等改正だけでも活用できる項目は多い。これを出発点として、ガバナンスにかかわる議会力アップを総合的に根本的に考えていきたい。

議選と監査委員の見直し
△全国3つともう再会び
信重に!!

議会



山梨学院大学法学部教授
江藤 俊昭

住民自治、この中でも議会改革をテーマとした議会主催の議員研修や講演会に呼ばれることが多い。最近、とはいっても本当にここ一年ではあるが、従来のような議会改革一般や議会基本条例の意義とともに、議員報酬や定数をめぐるものが急増している。しかも、その対象者は、議員だけではなく住民にまで広がっている。

このことは二つの状況の変化があるためだ。一つは、議員報酬・定数への住民の批判が高揚していることである。議員定数をめぐる住民投票(常設型住民投票)が、山陽小野田市、議員定数削減の条例改正の直接請求(たとえば、北九州市では定数六一を五〇に削減要請)、そして議員報酬や定数の削減を目指した陳情・請願の全国的広がり。これらの動向から理解できるであろう。もう一つは、「住民自治の根幹としての議会」を創り出す条件整備のために議会が議員報酬・定数を考えていることである。

この二つは相互に関連している。住民による削減要請を議会力のパフォーマンスを説明することにより住民に伝えることも可能だからである(会津若松市議会など)。重要なことは、後者の視点を持つことである。単に前者であれば、つまり住民による議員報酬・定数削減の要請だけに尽えるのであれば、研修や講演会などせず、極端なことをいえば、削減すればいいだけのことである。まさに、新しい議会を創り出すための条件として議員報酬・定数が重要なテーマとして浮上している。しかも、その方向について住民の理解を得なければ、相変わらず住民からの批判にさらされる。住民の理解の必要性からも住民を対象とした講演会が開催されるようになってきている。

議員が陥りやすい報酬・定数の論点

まさに、議員報酬・定数を議論する際に、新しい議会運営、つまり議会力アップの視点は不可欠である。それらは議会運営にとっての重要な条件であり、議会運営は住民自治にとって本質的なテーマである。議員報酬・定数は住民自治の中で議論しなければならない。こうした新しい状況の中で、それらを考える場合の留意点、とくに議員が陥りやすい論点について確認したい。なお、筆者の議員報酬・定数についての考えは、紙幅の都合で触れることはできない(このテーマを主に扱っている、江藤俊昭『自治体議会学』ぎょうせい、二〇二二年、を参照していただきたい)。

①答えのないテーマ。議員定数は、従来自治体の人口規模で決まっていた(地方自治法)。その後法定上限数に改正され、今日ではそれも撤廃され、それぞれの自治体が自らの責任で決めることになった。従来は、住民の「代表性」から代表されるべき人数を考慮して定数が決まっていた。しかし、この発想を画一的には採用しないとするれば、それぞれの自治体、とりわけ議会がそのポリシーを示さなければならぬ。住民自治の制度・運営の中で議論することになる。

②議員報酬と定数は別の論理。「議員定数を半分にして、報酬を増額する(たとえば、二倍)。そうすれば、若い人も議員になれる」。議員の中で広がっている見解である。議会費を一定とした想定からこうした握りが行なわれる。気持ちにはわからなくはないが、また一時的に住民の納得を得ることも可能かもしれないが、「そもそも報酬や定数の根拠は何か」、という問いが発せられる。それそれを独自に説明しなければならない。

改革が執行機関の行政改革を促進することを再認識すべきである。

④現在の議員のためだけでなく、多くの人が将来立候補し議員活動がしやすい条件として考える。議員報酬・定数を考えることは、新しい議会を創り出すために必要である。しかし、これは現在の議会のためだけでなく、多くの多様な住民が将来議員になりやすく、また活動しやすい条件である。持続的な地域民主主義の条件として考える必要がある。「住民の声を実現するとして」削減に邁進する議会・議員は、将来をみすえれば住民に対する背信行為となる場合があることは自覚すべきである。

⑤増加できないあるいは削減の場合には、住民による支援が不可欠。財政的問題から本来議員報酬・定数を考えるべきではないが、どうしても危機的状況から考えなければならぬこともある。あるいは、現状では、生活給的なものが議員報酬に必要であるとしても、地域の給与取得者の平均給与が非常に低い場合、増加させたくもできない。あるいは削減せざるを得ない場合もないわけではない。この場合には、議会力をタウンゼンタインのために、議会事務局の充実が困難だとしても、住民(公募等)と議員とが一緒になって地域課題について調査研究するなど(長野県飯綱町など)、住民による政策提言・監視の支援を制度化すべきである。

③行政改革の論理とはまったく異なる議会改革の論理。「議会改革をやっています。まず定数の削減からはじめました」。最近では少なくなったが、数年前に時々聞かれた議員の声である。愕然とすることがよくあった。行政改革は削減を優先させる効率性を重視する。それに対して、議会改革は地域民主主義の実現である。住民自治をこのように創りだすかというところから出発しなければならぬ。議員報酬・定数を考える場合も、住民自治を充実させるための条件として議論しなければならない。また、この議会

⑥住民と考える議員報酬・定数。これが必要なのは、たしかに住民からの批判が多いテーマへの説明責任という意味がある。それ以上に重要なことは、すでに指摘したように議員報酬・定数は新しい議会運営の条件であり、さらにその議会運営は住民自治に不可欠なものである。つまり、住民自治の問題であるがゆえに、議員報酬・定数を住民とともに考えなければならない。議会は住民自治を進める視点で住民と語る必要がある。

議員報酬・定数を住民自治の問題として捉え、住民自治を推進する立場から住民とともに議員報酬・定数を議論してほしい。そもそも住民の中には議会活動を知らないか、関心がない者もいる。自治を語り創り出す契機にしてもらいたい。また、将来にわたる責任を議会・議員は実感してほしい。「ふんばり」である。

手紙の返信はお願い、ボランテアは 福沢人(あひる)

目標が実現している
政策提案
政策評価

議会



山梨学院大学法学部教授
江藤 俊 昭

発揮すればよい。

地方分権時代に即した新しい議会像から定数基準を探ることが必要である。住民参加を豊富化し、それを踏まえて首長等と政策競争する議会である。「人格を持つた議会」として登場する。これには議員間討議が不可欠である。新しい議会に適合する定数が討議できる人数である。

日本の自治体の活動量(財政、権限等)は世界的にみて大きい。監視や政策提言の充実のためには委員会主義が採用される。討議できる人数として「一委員会につき少なくとも七、八人。これに委員会数に乗する数が定数となる。なぜ、討議できる人数がこれか。科学的な根拠があるわけではない。議会改革のトップランナーである北海道福島町議会では委員会六人である。筆者の提案の理由の一つは、自由な討議空間を創りだすことである。人数の少なさは自由な討議を可能にするが、少数意見を出しにくいという課題もある。少数であろうともそれに賛同する意見が出て討議は展開する。また今日、

定数—討議できる人数を提案する理由

なお、委員会の複数所属によって全体の定数を修正することも不可能ではない。つまり、委員会数は同じであっても、複数所属により議会全体の定数を削減することは理論上可能である。しかし、複数所属を実践した飯田市議会では、それでは充実した審議は難しいとして、一つの委員会に所属することに戻している。議会力をダウンさせないで複数所属が可能かどうかは慎重に検討する必要がある。もちろん、予算決算常任委員会を設置した場合や、指定都市の区ごとの地域版委員会はこの限りではない。なお、本会議中心主義を採用しているところでは、一〇名以下の定数で運営しているところもある。充実した審議や調査研究を行なうためには、今後委員会中心主義に変えることも必要である(この意味は別途論じたい)。その場合、重複所属とするか、委員会的なものを設置し恒常的に住民が参加するかを選択することになるだろう。

議員定数、より正確にはその削減をめぐる議論が盛んだ。定数削減の住民投票も行われた(山陽小野田市、二〇一三年四月七日)。それは「自治の切り売り」である。議会や自治のあり方と切り離し、そして同日市長選挙で現職市長が削減を肯定し選挙が単一争点化したからだ(同年四月一九日付、本紙本欄)。議員定数をめぐって冷静に議論するため、筆者はさまざまな場で議論の素材を提供してきた。その一つは討議できる人数を基準とする(一)とである。委員会主義を採用している議会では、一委員会につき少なくとも七、八人は必要であり、定数はそれに委員会数を乗したものとすることである。議会はその存在意義である討議を中心に、そして住民が参加できる手法の導入も視野に入れて(詳細は『自治体議会学』きょうせい、二〇一二年、参照)。

機動的に動ける人数という議論もあるが(削減重視)、機動性は執行機関に適合する考え方である。また、住民代表を強調する視点からの定数増や削減反対の立場も採用していない。戦後一貫して人口(有権者数)は増大してきたにもかかわらず、議員数は大幅に減少した。自由度を高めることを理由とした自治法改正は(法定数から法定上限数、さらに条例への完全な委任)、この現実を追認するものでもある。充実した住民参加が認知されている現在、住民の意向は議会・議員(および首長)だけのチャンネルで集約されるものではない。多様な住民参加制度の配置による民意の吸収は必要であり、それを踏まえて正統に選挙された議員は討議を行い最終的に議決する役割を

自由な討議空間の創出の手法としてワールド・カフェが実践されている。これは六人以下で行うが、討議するにあたって他者を気にしない人数だからである。議会は、自由な討議を必要とするが公共空間であり、常に住民を意識するためにはその人数を超える必要がある。委員会では進行役である委員長が一人いるので、実際は六人となる。少なくともこのことはこのことを考慮したからである。マトランダムな討議ならばともかく、恒常的な討議であるならばそれ以上の人数が必要である。

なお、討議する人数を定数の基準とするのは、すでに指摘しているように住民参加を踏まえた上でのことである。出前議会(住民との意見交換会)や、議会本体への住民参加(公聴会・参考人制度、請願・陳情の代表者の意見陳述)が必要である。それを超えて、議員間討議の支援を住民が行なう。委員会審議の補完である。実際に長野県飯綱町議会で行なっているように、特定のテーマを住民と議員によって構成された研究会を設置して

調査研究し提言することを想定することよい。議員一五名を二つに分けてそれぞれに住民が参加した研究会を立ち上げている。これを超えて、委員会に住民が恒常的に参加して討議に参加する。もちろん、住民が委員会委員になることは法令上想定されていない。そこで、委員会的なものを設置しそこで討議を行う。会津若松市議会の議会制度検討委員会(政策討論会分科会)には、議員七名のほか公募委員二名が恒常的に参加している。

充実した住民参加が可能な議会は一委員会の定数削減も想定できる。しかし、これは恒常的な住民参加を前提とする。議員にも住民にもその自覚が不可欠であり、それがなければ議会力、自治力は低下する。また、すでに議員定数を大幅に削減し、増加は現時点では困難である自治体は充実した住民参加を議会に設置しなければならぬ。そのような自治体の人口は少ない。それならば、住民総会(自治法九四)とはいわないまでも、それに類似した「まちづくり住民総会」を恒常的に開催することも考えてよい。そうしなければ、新しい議会運営は困難である。

なお、委員会の複数所属によって全体の定数を修正することも不可能ではない。つまり、委員会数は同じであっても、複数所属により議会全体の定数を削減することは理論上可能である。しかし、複数所属を実践した飯田市議会では、それでは充実した審議は難しいとして、一つの委員会に所属することに戻している。議会力をダウンさせないで複数所属が可能かどうかは慎重に検討する必要がある。もちろん、予算決算常任委員会を設置した場合や、指定都市の区ごとの地域版委員会はこの限りではない。なお、本会議中心主義を採用しているところでは、一〇名以下の定数で運営しているところもある。充実した審議や調査研究を行なうためには、今後委員会中心主義に変えることも必要である(この意味は別途論じたい)。その場合、重複所属とするか、委員会的なものを設置し恒常的に住民が参加するかを選択することになるだろう。

議員定数の議論を削減に終わらせず、自治を担う議会を創りだす機会としたい。

精華町
定数、周知は2年前
知事への周知は発表!

女性、中山間地域
7-14日
b.t.f.f.
委員会の必要? 課題と手帳
手帳

議会



山梨学院大学法学部教授
江藤 俊 昭

議員報酬削減の嵐が吹き荒れている。住民からの議会不信に悩めるため、公務員給与削減と連動させたため、そしてそのどちらもといった理由からだろう。他方では、報酬を増額した自治体もある。たとえば、群馬県みなかみ町は議会の役割拡大や若い世代を含めて議員になりやすい環境を整えるためなどの理由により月額一九万円から二七万円へと四二%増額している。

議員報酬は中途半端である。都道府県議会議員は月額約八〇万円、市町村議会議員約四〇万円、町村議会議約二〇万円である。都道府県議会議員を別とすれば、子育ての真只中にある働き世代では、その報酬だけで生活するのは困難である。そこだとすれば、サラリーマンが兼業するに困難であり、自営と自営業や農業者に偏らざるを得ない。多数を占めるサラリーマンの声は地方政治の場に届きにくい。

議員報酬の中途半端さを考える

もちろん、年齢や職業による差別化を行う(子育て世代のサラリーマンに増額など)ことができれば、サラリーマン層が議員となる突破口ともなるが、議員の平等原則から困難である。生活できる議員報酬の必要が議論されるが、常勤職とはなっていない現在、生活できる報酬とはならない。議員報酬の中途半端さはここに現れている。地域経営を担う議員としての議員報酬とは、という問題が降りかかっている。

今日、議員報酬を考える場合、全国に広がっている会津若松市議会モデルがまず参考になる。議員報酬を考える場合、原価方式、比較方式(類似団体比較)、収益方式(成果重視)が想定できる。比較方式は、参考にはなるが根拠としては弱い。収益は重要であるが、その測定方法は確立しておらず、それと報酬を関連づけるには困難である。もちろん、自己評価であれば議会としての収益を住民に発信することは必要である。なお、身分給だ

と豪語する議員もいるが、まったく根拠がない。住民からの批判されるだけである。会津若松市議会は、このうち原価方式を基礎に調査を行っている。議会活動(A領域)、議員活動(B領域)、議会活動・議員活動に付随した活動(C領域)や議案に関する調査等(D領域)、それ以外の議員活動(議員としてかわる住民活動等)(E領域)を中心にそれぞれ時間を測定する。選挙・政党活動(政党助成金の対象)はこの限りではない。そこで算定された時間数(正確には一日八時間でカウントした日数)を、首長(それだけではなく副首長、教育長の平均を採用している自治体もある)の活動日数と比較する。その割合に基づき、首長の給与から議員の報酬を割り出すというものである(江藤俊昭『自治体議会学』ぎょうせい、二〇一二年)。

いくつかの留意すべき事項がある。一つは、この議論は容易に時間給の発想と結びつく。しかも、活動する議員とそうでない議員との差も肯定される(成果主義)。しかし、実際にそれぞれの議員の類型化は困難であるという消極的な理由だけではなく、少なくともその水準で活動してほしいという規範的な意味がある。

この点と関連して、現状の活動踏まえたい調査に基づく提案になっているため、今後の地域経営の責任を考慮するに、報酬増額の可能性を内包している。そうであるがゆえに、議会力のアップの際に住民と議論しながら水準を決めることが必要である。その上で、首長給与と連動させる根拠の説明が必要である。選挙で選ばれる公職者であるという共通性とともに、首長の給与は当該自治体の民間(そして一般の公務員)の給与水準と連動しているためである。

そして、この議論で多様な属性を有する議員を登場させることができるかという重要な論点が浮上する。会津若松市議会の場合、年収約七五〇万円となっている。兼職も多いが、専業もいる。この額でならば多様な属性が議員となる道が開けるであろう。しかし、町村議会の多く

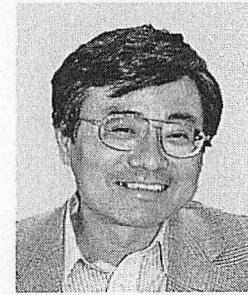
の場合、現状では困難な場合も多い。この場合、恒常的な夜間休日議会も想定してよい。これは一般に中途半端な報酬削減の方向で決着することが目指される。二度提案されたある市の会議規則改定案の趣旨は(両者とも否決)、多様な属性の議員を登場させる。傍聴などで市民が参加しやすいといったようなフォーラムとしての議会を創り出すためとともに、報酬削減の可能性を探るものであった。さらに、管理職のみの会議出席により残業代の増額を回避することも想定されていた。もちろん、理論上は競争率を高めるための報酬増額も考えられる。しかし、サラリーマン層でも仕事を辞めずに議員活動ができるがゆえに、報酬を低くすること、あるいは無報酬や費用弁償程度といったことを道を開くものである。多様な属性を有する議員を登場させることで

は、大いに意義がある。ただし、夜間休日議会だけで、政策提言・監視機能を強化した今後の地域経営を担う議会を登場させることができるかは慎重な議論が必要であろう。それには、会議出席だけではない議会・議員活動への配慮、および議会事務局の充実や住民に対する支援が含まれる。これらの留意点がありながらも、会津若松市議会モデルは現時点ではベターである。議会として住民に説明できる根拠

が必要である。そのためには、附属機関を含めて検討組織を設置することは必要である。そして、多くの住民と自治を語る中で報酬を議論すること、および特別職等報酬審議会委員との意見交換会も必要である。最後に、報酬の議論を深めるための論点を明示しておこう。報酬の議論では、地域経営の政策提言・監視機能を強化させること、多様な属性の議員を登場させることといった複眼的な視点を常に持ち続けることである。また、法制度改革を視野に入れながら、今日でも可能な現実的な対応が必要である。その際、時間が法的に認められる制度(会社からは支払われないが、自治体からの費用弁償)は、長期の議論が必要であろうが、公務員等も選挙時には退職せず当選後退職する制度や、さらに公務員となっている自治体以外の議員となる制度などは早急に導入するべきであろう。報酬を考える上でも、議員の身分から議論しなければならぬ。今日、「公選職」の議論は沈黙化してしまった。報酬の中途半端さは、議員の身分の中途半端さから由来する。大いに議論を重ねた上で地方自治法等や自治基本条例に盛り込むことを期待する。

最後に、報酬の議論を深めるための論点を明示しておこう。報酬の議論では、地域経営の政策提言・監視機能を強化させること、多様な属性の議員を登場させることといった複眼的な視点を常に持ち続けることである。また、法制度改革を視野に入れながら、今日でも可能な現実的な対応が必要である。その際、時間が法的に認められる制度(会社からは支払われないが、自治体からの費用弁償)は、長期の議論が必要であろうが、公務員等も選挙時には退職せず当選後退職する制度や、さらに公務員となっている自治体以外の議員となる制度などは早急に導入するべきであろう。報酬を考える上でも、議員の身分から議論しなければならぬ。今日、「公選職」の議論は沈黙化してしまった。報酬の中途半端さは、議員の身分の中途半端さから由来する。大いに議論を重ねた上で地方自治法等や自治基本条例に盛り込むことを期待する。

議会



山梨学院大学法学部教授
江藤 俊 昭

議員報酬をめぐる新たな状況を考えてい。首長が夜間議会を提案していることかげられる。諸外国の事例を、日本の現実を踏まえずに夜間議会を提起する無謀な提起は論外だとしても、夜間議会は真摯に検討してもよい。多様な属性を有する議員を登場させることでは、大いに意義があるからである。ただし、夜間休日議会だけで、政策提言・監視機能を強化した今後の地域経営を担う議会を登場させることができるかどうかは慎重な議論が必要である。なお、イベントとしての夜間議会ではなく、恒常的な夜間議会を議論することに注意していただきたい

日常的な夜間議会を考える

止形県庄内町議会は、町長からの夜間議会提案に真摯に対応している。町長は多くの人が町政に参加しやすい環境を作るといっているのであれば、夜間議会の実施を考えるべきだと発言した(二〇一三年一月議会)。町長は議員報酬を大幅削減したボランティア議員を念頭に置いていた。一方、議会は以前から議員定数や報酬をめぐる議会力をアップさせる視点から調査研究を行ってきた(庄内町議会議員定数等調査特別委員会調査報告書)。それを踏まえて、議員定数を削減しながら(一八名から一六名)、議員報酬を月額五万円増額することを提案した。それに応えての首長発言だった。

庄内町議会は、その提案に対して即断するわけではなく、夜間議会の方向での対案も模索している。今後考えるべき論点を確認しておこう。なお、日本の自治体の活動量(分野の包括性、財源・権限の多さ)は世界的に見ても多い。それらを監視し政策提言を行う議会を創り出すことが前提となる。

①新しい議会運営は夜間議会で可能か。庄内町議会は、三月議会を例に通常多行う一日間五九時間(会期一五日)を、夜間議会(一七時四五分から)として開催する場合のシミュレーションを行った。二〇日間六〇時間(会期二八日)となる。これに対して、町長は質問時間の短縮、予算説明を全員協議会で行う、首長等の出席の必要性を吟味する、夜間議会に從事する職員勤務時間を変更する、といった提案を行っている。また、十日開催も提案されている。

②議会・議員活動は本会議、委員会等だけか。仮に本会議や委員会の夜間議会が可能だとしても、それだけで議会活動は担えるか。日中開催する場合もあれば、また視察・調査研究の際には日中に活動せざるを得ないことなどを考慮すれば、議会・議員活動を夜間だけで行うことは困難である。議会審議だけをイメージして夜間議会開催を強調することは議会強化の視点を欠落させ、住民自治の強化からの逸脱となる。

可能性は広がる。
④住民への説明責任はなされているか。議会による一五人の参考人意見聴取会や町民と語る会は行われ、また議員定数をめぐるシンポジウムも開催された。このことは重要であるが、より住民への説明責任を重視すれば、報酬の根拠を第三者から提起してもらうために、附属機関を含めた検討組織設置や専門的知見を活用すること(自治法一〇〇条の二)は必要である。また、多くの住民と自治を語る中で議員報酬を議論すること、および特別職等報酬審議会委員との意見交換会も必要である。庄内町の場合、その審議会に首長が諮問しないため開催されていない。ちなみに、委員会等の活動時間(本会議・委員会等の日数が多いこと、所管事務調査を発売におこなっていること)は明示されているが、それ以外の議員活動はそれほど明確ではない。長野県大田市議会や神奈川県葉山町議会で行ったように、全議員の議会・議員活動の調査を踏まえた住民への説明も必要となる。

③議会・議員のサポートの必要性。昼間勤務のサラリーマンが議員になる場合、政策提言・監視機能を弱めないために、さまざまな支援が必要である。議会の事務局の充実や住民自身による個人的制度的な支援などが想定できる。なお、時間休が法的に認められる制度(会社からは支払われないが、自治体からの費用弁償)は、長期の議論が必要である。この制度があれば、夜間議会の開催と充実の

夜間議会は検討してもよい。しかし、現状では夜間議会開催によって議会の政策提言・監視機能を強化することは難しい。地方分権改革によって地域経営の自由度が高まり議会改革が進み始めた。この段階では、拙速な夜間議会の導入は議会力・自治力をダウンさせることになる。なお、夜間議会は多様な住民を議会に登場させることを念頭に設計されている。しかし、今日職務形態は多様化し、夜間勤務の職場も増えてきた。夜間休日議会が一概に議員の属性を多様化するとは限らない。また、夜間議会は必然的にボランティア議員に結び付くわけではなく、夜間議会開催でも高額な議員報酬によって競争率を高めることは理論上可能だからである。現時点では、夜間議会の導入は慎重に検討すべきである。

◎箱・議会
縦5段×横54行

議会



山梨学院大学大学院
研究科長・法学部教授
江藤 俊昭

議政局への名称変更、議会事務局職員を中心としたネットワーク・研究会の設置など、議会事務局は大きく変わっている。それにもかかわらず、富山市の政務活動費の不正受給問題に端を発したチェックの甘さや、情報公開請求者・議会傍聴者情報の議員への提供など議会事務局の新たな問題が浮上している。

出向制度によって、首長、および行政職員から議会事務局職員に対して、議員情報の提供や、議会と首長の対立時に議会側にはつかないという問題が指摘されてきた。首長等から

議会事務局職員へという明示的・暗黙的かはともかく指示・強制のベクトルである。それに対して、今回の事態は、議会事務局職員に対して、議会・議員が影響力を行使するという、議会・議員から議会事務局職員への指示・強制の新たなベクトルが浮上した。議会多数派が継続的に存在している場合は、このことが起こしやすい。しかも、その多数派と首長に緊張関係を伴わなければ、この関係は増幅する。また、「前代未聞の二つの出来事」(『自治日報』本年九月二十九日付)で指摘した山梨県議会流会後、大きな問題を引き起こした前議会事務局局長が退職後に有力議員の選挙運動(県議辞職後の参議院議員選挙)を担ったことをみれば、政治的信条や運動は自由たとしても、現職時代から密接な関係が創り出されていると勘ぐりたくなる。

議会事務局職員の積極姿勢の制度的保障

と能力を有する議会事務局職員が育っている。ただし、個人や意欲に議会事務局の充実を還元してはその活動は広からない。「構造」を意識して、新たな議会事務局の役割を担う制度的保障が必要である。

議会事務局の役割は大きく変わっている。一方で、議会・議員の支援、具体的には議会の監視・政策提言機能を強化するために、議事調査・総務も変わらなければならないだけでなく、政策法務・政策財務の役割も重要となっている。他方で、従来はあまり意識されていなかったが、二元的代表制を作用させるには、行政、および住民と議会・議員との調整の役割が重要となる。つまり、従来の議会の役割の拡大強化とともに、行政や住民との調整という新たな役割である(住民との調整は、吉村慎一が指摘する「住民との架け橋」)。これらの役割を主体的に意識しそのルール化・制度化が求められている。住民、議会・議員、首長等との距離を問い、透明性・ルール化が議

議会事務局職員の積極的意欲を継続的なものとし、その活動を保障する。

もちろん、議会・議員が「住民自治の根幹」としての議会運営を行っている、あるいはそれに向けて活動を開始していることが前提となる。議員が矜持を保つとともに、その議員への住民統制はこれを進める。また、正統性は議会・議員にあることから、議会を支援する役割を担うが、「今そこにある議会」にとどまらず、「将来の議会」の支援、つまり議会事務局側から住民を意識した提案が必要となる。「軍師」はともかく、議会にも職員参加が当然である。局長が議長に命を受け「るが、その他の職員は上司の指揮を受ける指揮命令系統の意味も考えるべきであろう。ともかく、議会事務局職員が積極的に動ける制度保障が必要である。

体化を明記する。

②チーム議会事務局の創出。議会事務局の運営基準、事業計画の策定。横浜市議会事務局は運営方針を策定している。基本目標(議員・市民・行政から信頼される議会局)、それに基づく目標達成に向けた施策(田清・効率的・効果的な議会運営をサポート、市民に分かりやすく開かれた議会への取組をサポート、政策立案等の様々な議会活動をサポート)、および目標達成に向けた組織運営(チーム力の向上、組織機能の充実・強化、人材育成・危機管理の推進、ワークライフバランスの推進)から構成されている。その後、基本目標等を具体化する主な事業・取組の列挙)。運営方針によって、実践の評価が可能となる。

③議会事務局職員採用基準と採用手法の明確化。出向人事であることも、その採用にあたっての基準(財政に強い等の専門領域、局長は議会事務局経験者を原則とする等)、および採用の手法を明確化する。たとえば、北海道芽室町議会基本条例第三二条三項では、「議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものと規定している。

④新たな関係を踏まえた議会事務局職員の行動規範・指針の策定。これらの規定によって、職員行動の透明性・公平性を担保する。

⑤新たな関係を踏まえた議員・議長等、および首長・行政職員の行動規範・指針の策定。特定の議員の秘書とならないためにも、行政側からの議会・議員に関する情報提供を強要されないためにも、また出向後に戻って不利益にならないためにも必要である。自治基本条例・議会基本条例、政治倫理条例等に明記する。

⑥研修の充実。議会事務局の役割を意識できる研修が必要である。

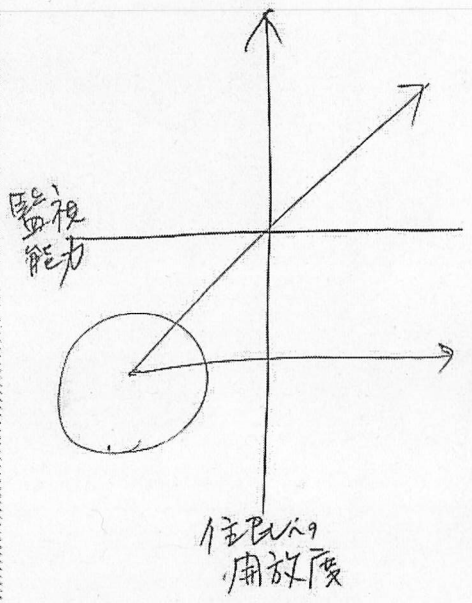
出向制度自体を問うことを含めて、「住民自治の根幹」としての議会を創出する体系的な新たな議会事務局論が求められている(議会事務局新潮流①)『自治クロニクル』No.二九〇〜三〇〇(二〇一六年)、参照)。

議会の身、将来の議会をもち支援する

議会



山梨学院大学大学院
研究科長・法学部教授
江藤 俊昭



民からの要望、個々の議員・会派による
政務活動、委員会による調査研究・視察、
議会報告会（住民との意見交換会）など
を踏まえた上での質問とそれへの答弁
は、第一級の争点情報である。それらは
議事録に記載され、今後の議論の起る点と
なる。

③委員会の所管事務調査、会派等によ
る視察等の報告書。それらは、議案審議、
質問に活かされる場合もあるが、争点と
なっている調査結果の情報でもあること
も、今後争点とすべき情報が多く含ま
れている。当然ではあるが、それだから
こそ調査や視察が行われる。

④陳情・請願による政策提案、争点情
報の提供。陳情・請願を住民からの政策
提言として議会は受け止めるようになって
いる。陳情・請願は、今日地域で生じて
いる課題である。多様な争点情報が議会
に持ち込まれるようを議会・議員は喜ぶ

重要な争点情報は議会にある

本小論では、市民
教育にとって不可欠な地域経営の争点情
報、争点とすべき可能性のある情報（以下
一括して争点情報）の提供の重要性とそ
際の議会の役割を考えよう。議会審議や
議会・議員の活動は、それらの宝庫であ
る。そして、それを意識し整備するため
に、議会事務局の充実が不可欠である。

①議会審議の充実。議案は、今後の地
域経営を方向付けるものであり、その審
議にあたって、多角的な視点からメリッ
ト・デメリットが明らかにされる。議会が
追認機関では、重要争点であっても、そ
れが意識されず粛々と可決される。議会
改革が進展すれば、スルーされていった議
案が争点であることが、審議で明らかに
なる。傍聴者が少ないと聞く議会がある
が、議案を争点化しない議会に住民が興
味を持つことはな。

②一般質問・代表質問とその答弁。住
民からの要望、個々の議員・会派による
政務活動、委員会による調査研究・視察、
議会報告会（住民との意見交換会）など
を踏まえた上での質問とそれへの答弁
は、第一級の争点情報である。それらは
議事録に記載され、今後の議論の起る点と
なる。

市民の開放度
監視能力
議事録
報告書
議論の争点から調査して
公文書... (行政資料)
議事録は公文書

て争点情報が集積される。もともと、
議事録や議会たよにも豊富な情報が蓄
積されているが、争点情報として再編集
する必要がある。そのためには、議会事
務局の充実が不可欠である。とりわけ、
ITフレンド可能な議会図書室が、新た
な議会にとって、そして市民教育にとっ
ても不可欠である。

住民が、地域経営を進めるにあたって
議会事務局・議会図書室に真っ先に行く
慣例は、まずない。議会に蓄積された情
報が、第一級の争点情報であるというこ
とは、それを創り出す情報が議会に配置
されていることが不可欠である。有用な
情報、たとえば雑誌、書籍、イベント等
を含めて地域経営にとって必要な情報が
議会にあることである。その意味で、議
会図書室の充実が必要である。議会図書
室は、必置となっている（自治法100
⑩）。戦後の新たな地方自治、二元的代

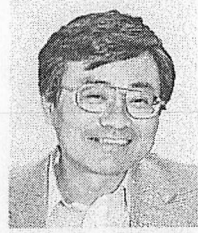
表制を創り出すに
は、議会と首長等は
政策競争が不可欠で
ある。その二元的代
表制を作用させるには地方議会こそ充
実した議会図書室が設置されなければな
らない。自治法での議会図書室の必置規
定は、この文脈で理解できる。

とはいえ、都道府県議会の議会図書室
はともかく、小規模議会では、議会事務
局でさえ十分ではない。公立図書館や、
その分室である行政資料室（たとえば日
野市政資料室、鳥取県庁内図書室）、な
どとの連携が必要である。また、国立国
会図書館法（21Ⅱ）にも地方議会への支
援が謳われている。

議会に集積する争点情報を市民教育、
牽引して住民自治を進めることに活用し
たい。そのためには、理念を掲げるだけ
ではなく、議会図書室の充実を含めた条
件整備が必須である。本年は、新たな議
会運営の理念を具体化できる条件を整備
する年とした。

自治体の経営にとって大事なものを置く

議会



山梨学院大学大学院
研究科長・法学部教授
江藤 俊昭

選挙権年齢の一八歳への引き下げに伴い、市民教育・主権者教育(本稿では住民自治の推進)の議論が盛んに行われている。とはいえ、いまだ不十分だと考えられている。議会改革が市民教育の充実にとって有用であることを強調したい。結論を先取りすれば次の二点である。

①学校教育(中高生、大学生)は重要だが、まちづくりにかかわるNPO

で政治や行政への参加による実感ある市民教育を進めること。これは、若者教育だけではなく、年齢幅の広い教育を進めることでもある。若者の投票率が低くなるのはなぜか。

②住民自治の作動については、つまり、首長だけが住民自治の主役ではなく、二元的代表制の作動の重要性を住民が認識すること。より正確にいえば「住民自治の根幹」としての議会の認識としてそれを作動させたい。

この二点を言う中で、低投票率や無投票当選者率増大に見られる「地方政治の負の連鎖」からの脱局を図る機会として、

住民自治の根幹は議会である

「主権者教育」へ(総務省・常時啓発事業のあり方等研究会、一二年)の提出などは、高く評価してほしい。とはいえ、生涯学習の指摘はあるものの、中高生や大学生への教育が重視されている(この流れから主権者教育の副読本が刊行された(総務省・文部科学省「私たちが拓く日本の未来」一五年))。この意義は認めつつ、さまざまな実践を効果的に進める必要がある。これにも中立性の確保、自立性の確保、教育の充実という学校教育にかかわる三つの原則を踏まえて議会はかかわる必要がある。争点を議論しやすいのは政治を担う議会である。

教育というレベルを超えて、まちづくり集会や審議会等への参加によって、実感として政治を学ぶことは同時に重要である。在住・通学の高校生が公選によって少年町長、少年議員を選出し、その議会が四五万円(二期一年)の「予算」を

議会改革による市民教育の充実

提言する山形県遊佐町「少年議会」(三年から)、地域を元気にする活動を考察し実践する子どもを応援するファンドを創設した高知市(二年から)、若者政策の策定や実施に関する事項を若者が調査審議する若者議会を設置した新城市(一五年から)、などの動向は高く評価したい。

これらは行政による制度である。これを推進するには、首長の強い意思が必要である。議会は、これらを首長に積極的に提言し支援するようである。同時に、議会として実践的な場も提供している。大学生と議員が意見交換をする学生議会などは広がっている(山梨県昭和町、越谷市)。

地域の活性化)を設定し若い世代と地域の大人とを結びつけ、その自由な議論を進めるファシリテーターの役割を議員が担う新たな取り組みである。高校生は、地域の良さを知るとともに、議会・議員を知る。このことで、高校生は地域学習を踏まえて政策提言を行っている。議会改革は市民教育の役割を担う。選挙によって議員が変わっても継続できるように、その運営をNPOに委ねた(一五年)。議会による運営が住民の側(NPO)に広がった。このことも住民自治の推進に役立っている。

行政への住民参加でも、議会への住民参加でも若者を中心としたものを示してきたが、それにとどまらず、年代を超えたさまざまな住民参加は市民教育にとって重要である。広範囲に行われるようになった議会報告会・住民と意見交換会(議会)などのモニター制度などは、この文脈の重要な仕掛けである。

この仕掛けは、議会改革の二環である。これらの議会改革は、地方政治の負の連鎖を食い止める役割を担う。議会が地方政治を住民は学び、ときには立候補の意思を固める。会津若松市議会の議会制度検討委員会に参加した住民二名が議員選挙に立候補した(一五年)。長野県飯綱町議会が行っている議会たよりモニター制度は、議会たよりを通じて議会を知ってもらい、多くの住民に立候補してもらおうという意図もある。

市民教育はまさに住民自治の推進といえる。「民主主義の学校」としての地方自治はもっと高く評価されてよい(詳細は、江藤俊昭「自治体議会学」のSNS(連載七五回)「ガバナンス」二〇一五年四月号より参照)。地方議会改革は住民福祉の向上に役立つとともに、地域民主主義を充実させている点の確信をさらに強めていきたい。

地方議会から地方を変えよう

現場から多様性を発信していく必要がある

あふり

議会



山梨学院大学大学院
研究科長・法学部教授
江藤 俊 昭

議会からの政策サイクルの理論化と実践は、議会改革の本史の第2ステージの重要な要素である。議会基本条例に刻まれた新たな議会運営によって議会改革の本史に突入した。それは重要なこととして、もあくまで議会運営という形式である。それを住民福祉の向上、実質的な改革につなげる第2ステージに引き上げることが必要だ。

議会からの政策サイクルには、住民を意識し目標設定(所管事務調査の活用)をして、財政(決算審議を踏まえた予算審議)、条例、そしてこれらの前提となる総合計画にかかわることが不可欠である。通年、あるいは通任期を意識した多様な独自の議会からの政策サイクルが開発されている。

この政策サイクルは、「議会の」と同様であるが、執行機関とは異なる。および「形成(政策提言・監視)」だけではな政策過程全体にかかわる。その意味で、「議会から」の政策サイクルという名称を活用している。

住民福祉の向上というミッションからすれば、議会・議員の自己満足ではなく、そのミッションが実現できているかを問うこと、いわば評価が不可欠である。もちろん、議会基本条例に刻み込まれた議会運営の評価が前提となる。その上で、議会からの政策サイクルの評価を問うことになる。ここでは、そのサイ

クルのバージョンアップにも役立つ。それには、政策自体と政策サイクル自体といった二つの位相からの評価が不可欠である。

①政策の評価の位相。政策サイクルによって生産した政策(政策提言・監視)を評価する。つまり、目標設定した政策を議会は打ち出せたかを問うアウトプット(出力)視点の評価がまずもって必要である。とはいえ、それはあくまで生産であって「住民福祉の向上」に効果があったかは別問題である。この政策の効果を問うのがアウトカム(成果)視点の評価である。議会からの政策サイクルから産出された政策については二つの評価(アウトプットとアウトカム)を行う。

②政策サイクルの評価の位相。善き生産物(政策)を生み出すためのプロセス(政策サイクル)の構築と改善が重要である。いわば、議会からの政策サイクルそのものの評価である。

これらの二つの位相からの評価を構想するにあたって、下記の二つの知見を活用した。

一つは、公共政策学の展開である(たとえば、秋吉貴雄『入門 公共政策学』中公新書、2007年)。知識には二つの領域がある。政策を産出する上で活用する知識である(正の知識)。法律知識はもろもろの「政策」に、福祉都市計画、教育等に関する知識である。

その知識によって生み出された政策の評価が必要となる。本小論ではそれについて評価をアウトプットとアウトカムという二つの視点から評価することを提案している。同時に、この知識と「まず、政策(生産物)を生み出すためのプロセス(政策サイクル)の構築と改善のための知識(正の知識)が必要である。善き政策の産出には、議会からの政策サイクルの構築こそが主題化されなければ

議会からの政策サイクルを評価する

ならない。そのプロセスを評価する必要が浮上する。

この議論は、良質の商品(商品品質)を創出・創造するには経営本体の質(経営品質)こそが重要であるという日本生産性本部の議論とつながる。住民福祉の向上のための良質の産物(政策)には良質のプロセス(政策サイクル)が不可欠であるという問題意識は共通する。筆者たち(先駆的議会などの参加)が研究を続けた「議会からの政策サイクルとその評価」研究会(顧問北川正泰、座長江藤俊昭)が、日本生産性本部主催で設置されたことは偶然ではない。

ただし、商品生産と政策生産(策定・実施)の目的の異同には注意していただきたい。商品と政策の生産は、良質のものも創出するという点では同様である。しかし、政策の生産と商品の生産の目的は異なる。政策生産にあたって、商品生産とは異なり、住民自治の充実強化に役立たなければならない。住民は、商品生産におけるマーケティングの対象としての受動的な客体(商品を選択する主体であって消費者)ではなく、住民自治を担う主体として位置づけられる。ここでは、民間手法の活用は重要であるとしても、住民自治の充実強化にあたっては、その活用には限界があることの認識である。

評価については、評価主体や媒体の議論も不可欠である。ここで一部だけを紹介した研究会の成果は、近目中に刊行したいと考えている。その際には、議会からの政策サイクルのバージョンアップを図る意味でぜひ読んでいただきたい。

*詳細は、『議員N.A.V.I.』に掲載した「議会からの政策サイクル(上下)」(第13回第14回)「議会からの政策サイクルを評価する(上下)」(第20回第21回)を参照していただきたい。

領収書等整理表

(平成30年度報告分)

科目	研修費
整理番号	2

領収書等貼付欄

(市町村アカデミー・川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川 参加交通費)

<p style="text-align: right;">領収書</p> <p style="text-align: center;">熊谷久恵様</p> <p>Receipt 領収年月日 2018.10.-1 金額 ￥12,620 (消費税等込み) 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (西日本旅客鉄道株式会社 2枚) 小浜駅 小浜駅E1発行 00294-01 米原 →</p> <p style="text-align: right;">印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済</p>	<p style="text-align: right;">領収書</p> <p style="text-align: center;">熊谷久恵様</p> <p>Receipt 領収年月日 2018.10.-1 金額 ￥13,830 (消費税等込み) 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (西日本旅客鉄道株式会社 2枚) 小浜駅 小浜駅E1発行 60286-01 藤代 → 小浜</p> <p style="text-align: right;">印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済</p>
---	--

領収書

熊谷久恵様

発行日 2018年10月12日
時刻 13時28分
券番号: 4455
取引内容: 乗車券類購入 金 400円

幕張本郷 → 松戸

この領収書は大切に保存してください。
毎度ありがとうございます。

京成本郷駅 券156発行
領収書番号: 18119 京成電鉄株式会社

領収証

熊谷久恵様

ご利用日付 2018年10月12日
時刻 14時26分

取引内容: きっぷ購入
購入金額 金500円

税付印 税務署承認済
お支払方法 内訳
現金 金500円

松戸 → 佐貫

済谷納 伝票番号 51237

この領収証は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

松戸駅 券179発行
JR東日本

領収証

熊谷久恵様

ご利用日付 2018年10月13日
時刻 07時56分

取引内容: きっぷ購入
購入金額 金140円

税付印 税務署承認済
お支払方法 内訳
現金 金140円

佐貫 → 藤代

済谷納 伝票番号 79222

この領収証は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

佐貫駅 券171発行
JR東日本

領収証

熊谷久恵様

ご利用日付 2018年10月14日
時刻 07時54分

取引内容: きっぷ購入
購入金額 金190円

税付印 税務署承認済
お支払方法 内訳
現金 金190円

取手 → 藤代

済谷納 伝票番号 93892

この領収証は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

取手駅 券174発行
JR東日本

領収書等 添付合計金額	27,680円
----------------	---------

※貼付する領収書等は、支出
この用紙に複数の領収書等

取るようにしてください。
とすること。

科目	研修費
整理番号	3

領収書等貼付欄

(市町村アカデミー・川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川 参加宿泊費)

No. 335

ご利用明細書



竜ヶ崎プラザホテル新館
〒301-0033 茨城県龍ヶ崎市佐貫645-1
TEL: 0297-65-2345
FAX: 0297-65-5034

お名前(Name)

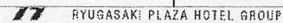
熊谷 久恵

様

お部屋 Room	ご到着日 Arrival	泊数 Nights	ご出発日 Departure	人数 Persons	発行日 Issue	担当 Clerk	ページ Page
303	2018/10/12	1	2018/10/13	1	2018/10/13	新館フロント PC	1

日付 Date	お部屋 Room	ご利用明細 Description	単価 Unitprice	数量 QTY	金額 Charges	入金 Payment
10/12	303	シングルルーム --小計-- 現金	7,020	1	7,020 7,020	7,020

振込



予約金・前受金 Advance	クーポン Coupon	クレジット Card
0	0	0
売掛金 Credit	ご返金 Repayment	領収額 Receipt
0	0	7,020

竜ヶ崎プラザホテル新館
〒301-0033 茨城県龍ヶ崎市佐貫645-1
TEL: 0297-65-2345
FAX: 0297-65-5034



発行月日 (Issue)
2018/10/13

別支金		6,700
	6,700	6,700

領 収 書

RECEIPT

No. 141560-1

お名前
GUEST NAME

熊谷 久恵

様

¥6,700



セントラルホテル取手

〒302-0004 茨城県取手市取手2-4-3
TEL 0297-72-1123 FAX 0297-72-7788
http://www.central-hotel-group.co.jp

2018/10/14

発行年月日

13,720円

ください。

第18回

こ かい がわ

川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川(利根川水系)

~子どもも大人も高齢者も障害のある方も、川辺でみんな元気に!~

テーマ: 水辺体験で育つ力

全国の先進的な事例に学び、地元での実践活動等を通して川でみんなが遊び、学び、交流する催しです。

ぜひ、お気軽にご参加ください。

開催日: 平成30年 10月13日(土)・14日(日)

開催場所: 取手ウェルネスプラザ・ホール 他

参加費無料 ※但し、交流会・Eポートレース・エクスカーションは参加費が必要です。

基調講演 「野外活動で子どもが輝く」

青森大学教授 佐々木豊志氏



1957年岩手県生まれ。筑波大学で野外運動・野外教育・冒険教育を研究。1996年「くりこま高原自然学校」を設立。体験学習法をベースに冒険教育・野外教育・環境教育を通じて青少年の「生きる力」を育む教育活動を実践。2008年「岩手・宮城内陸地震」で被災し避難指示を受け活動の場所を失う。2011年東日本大震災では被災地支援に奔走する。2015年宮城大学大学院事業構想学研究科博士後期課程修了。現在、一般社団法人くりこま高原自然学校 代表理事、NPO法人くりこま高原・地球の暮らしと自然教育研究所理事長、NPO 法人日本の森バイオマスネットワーク理事長、株式会社銀河自然学舎代表取締役、青森大学教授。著書「環境社会の変化と自然学校の役割」(みくに出版)他。

主催 第18回川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川(利根川水系)実行委員会

構成団体(NPO小貝川プロジェクト21、藤代まちづくり協議会、公益財団法人ハーモニセンター、流域河川事務所 他)

共催 NPO法人 川に学ぶ体験活動協議会、取手市

後援 環境省、文部科学省、国土交通省、茨城県

公益社団法人日本河川協会、公益財団法人リバーフロント研究所、

公益財団法人河川情報センター 他

協賛 公益財団法人河川財団、企業各社 他

お申込先

RAC 全国大会

検索

お問合せ▶第18回川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川(利根川水系)実行委員会事務局

〒300-1511 茨城県取手市桐木49小貝川生き生きクラブ内 TEL0297-71-6520



河川
基金

公益財団法人河川財団による 河川基金の助成を受けています。

10月13日(土)

8:30~11:00 小貝川生き生きクラブ

プレ・エクスカーション

- ①河川騎馬パトロール体験 会費:3,500円
- ②小貝川Eポート・ツーリング 会費:2,000円

12:30~17:50 取手ウェルネスプラザ

- 12:30 開会式(12時~受付開始)
- 13:00 基調講演「野外活動で子どもが輝くⅠ」
くりこま高原自然学校代表・青森大学教授 佐々木豊志
- 13:30 全国活動事例発表
※大会テーマに沿った事例を発表します。
- 14:00 基調鼎談
「野外活動で子どもが輝くⅡ」
公益財団法人ハーモニイセンター理事長 大野重男 他
- 15:00 分科会
分科会は定員がありますのでご希望に沿えない場合もありますのでご了承下さい。
- 第1分科会「川の教育力」
寺中祥吾(流通経済大学)他
- 第2分科会「河川騎馬パトロールの可能性」
山根大(小貝川ポニー牧場)他
- 第3分科会「小貝川防災セミナー」
※決壊箇所等視察
- 第4分科会「利根川水上セミナー」(定員15名)
※巡視艇での船上防災研修
- 18:00 交流会~ほどよく絶妙とりで食祭
会費:3,500円(歓迎イベントも予定)



10月14日(日)

9:00~11:00 県南総合防災センター

全国活動事例研究会

※全国各地の取組紹介を通じて、「水辺体験で育つ力」等についてさらに深めます。

11:30~15:00 小貝川緑地多目的護岸

地域防災連携イベント

~塚本昇記念・市長杯争奪~
「小貝川ウェルネスフェスティバル」

■リバースロン

- 救助艇にもなるEポート等によるチーム対抗競技。
- Eポート本来の趣旨を活かし、競技のほか、防災に役立つ種目等にチャレンジします。
- 参加者は地域ブロックを目安に実行委員会にてチーム編成を行います。会費:500円/人
- チーム単位(10名)での参加も可能です。

■防災炊出し

- 地元有志による美味しい炊出し(有料)



15:30~17:00 キリンビール取手工場

アフターイベント(無料)

小貝川から取水した水で作るビール工場を見学します。

※両日ともJR藤代駅南口から会場まで送迎バスを運行予定です。
※その他、プログラム詳細はWEBにてご参照ください。

申込:9月30日(日)迄にメール、WEB、FAXにてお申込ください。

Mail : rac_zenkoku@rac.gr.jp web : www.rac.gr.jp FAX : 03-6684-4095

参加申込

参加項目にチェック(✓)を記入してください。
10/13のプレ・エクスカーション、分科会は希望順位を□内に入れて下さい。

- | | | |
|-----------|--------------------------|--|
| 10月13日(土) | 8:30~11:00 プレ・エクスカーション | <input type="checkbox"/> ①騎馬パトロール体験 |
| | | <input type="checkbox"/> ②Eポート・ツーリング |
| | 12:30~15:30 開会式~基調鼎談 | <input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 |
| | 15:30~18:00 分科会 | <input type="checkbox"/> 第1分科会 |
| | | <input type="checkbox"/> 第2分科会 |
| | | <input type="checkbox"/> 第3分科会 |
| | | <input type="checkbox"/> 第4分科会(定員15名) |
| | 18:00~19:30 交流会 | <input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 |
| 10月14日(日) | 9:00~11:00 全国活動事例研究会 | <input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 |
| | 11:30~15:00 ウェルネスフェスティバル | <input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 |
| | 15:30~17:00 アフターイベント | <input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 |

しめい
氏名 _____

団体名 _____

住所 _____

E-Mail _____

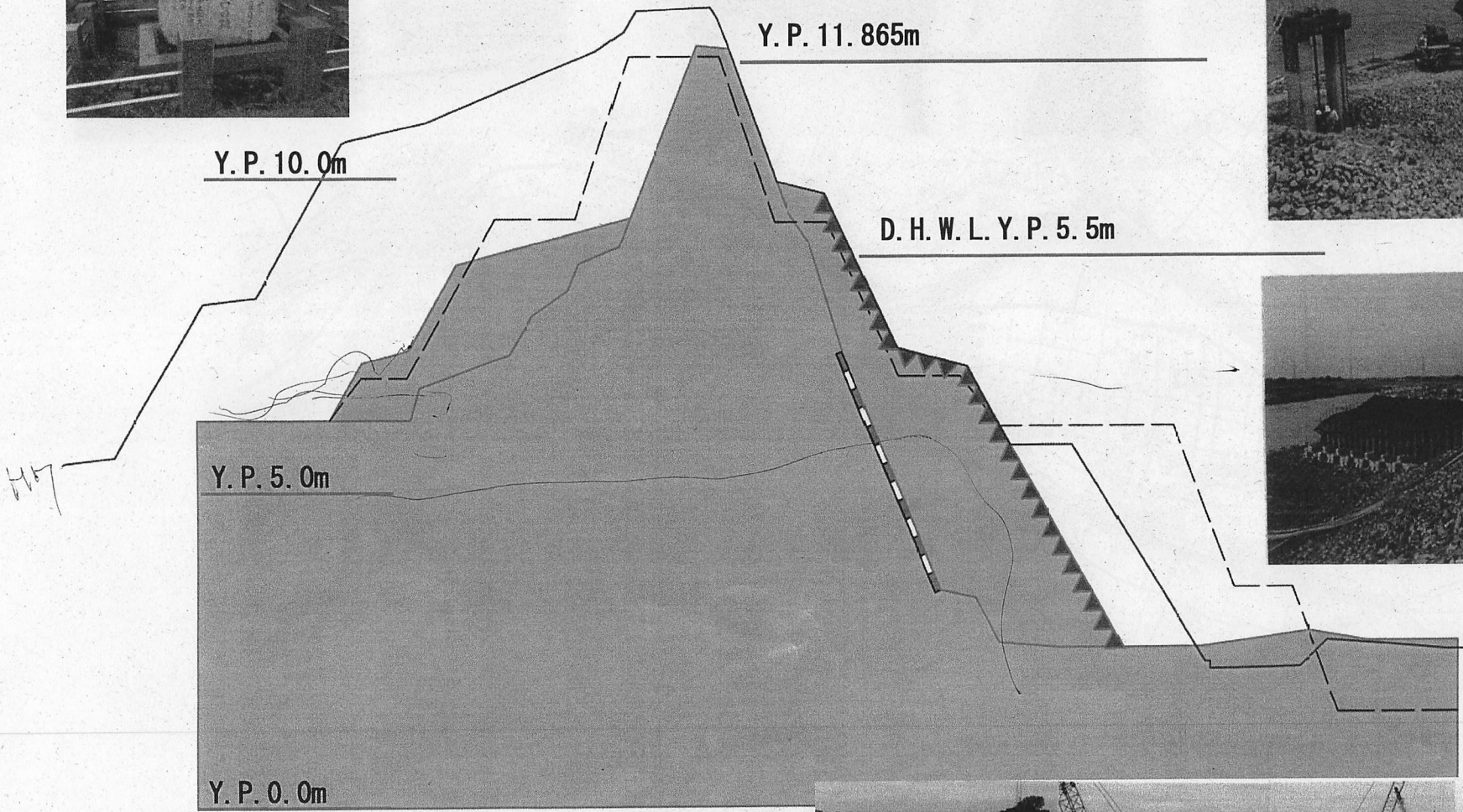
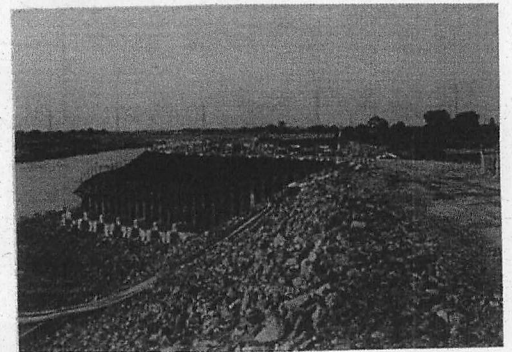
電話 _____

□ バス運行スケジュール

時間	場所	備考
◆ 10月13日(土)		
プレ・エクスカーション		
①便 7:50 ②便 8:10	藤代駅南口 → 小貝川生き生きクラブ (35名マイクロ)	(地図①)
9:10~9:30	小貝川生き生きクラブ → 小貝川二三成橋 (35名マイクロ) ※マイクロはその後、県南防災総合センターの駐車場で待機 (地図④)	E ポート出発地点まで二三成橋 (地図②) 二三成橋下車付近 (地図③)
11:15~11:30	小貝川生き生きクラブ → 取手ウェルネスプラザ	E ポートツーリング参加者送迎
11:45~12:00	小貝川生き生きクラブ → 取手ウェルネスプラザ (25名マイクロ)	小貝川のスタッフ移動の為
□ 分科会3 55名乗りバス予定 (地図⑤)		
15:15~15:40	取手ウェルネスプラザ → 竜ヶ崎高須小貝川左岸	
15:40~16:00	竜ヶ崎高須小貝川左岸 → 県南総合防災センター	フラワーカナル説明など
16:25~17:00	県南総合防災センター → 取手ウェルネスプラザ	車中でマイタイムラインの説明
□ 分科会4 28名乗りマイクロバス (地図⑥、地図⑦)		
15:10~15:40	取手ウェルネスプラザ → 取手ふれあい桟橋	ふれあい桟橋から乗船
15:40~16:30	取手ふれあい桟橋 → 利根川常総橋右岸側	下船バスに乗車
16:30~17:30	利根川常総橋右岸側 → 取手ウェルネスプラザ	車中でのレクチャー
◆ 10月14日(日)		
①便 8:15 ②便 8:40	藤代駅南口 → 県南総合防災センター(35名乗り) 35名乗りのマイクロバスは送迎の後は県南総合防災センターの駐車場で待機	(地図⑧)
10:50	県南総合防災センター 55名乗りバス待機	
11:00~11:15	藤代スポーツセンター駐車場に移動 55名乗り、35名乗り	55名乗りと35名乗り ※荷物置き場としてバスを使う予定
15:30~16:00 16:00~17:00	藤代スポーツセンター駐車場 → 藤代駅経由 → キリンビール取手工場見学	
17:00~17:10	キリンビール取手工場 → 取手駅	

小貝川の堤防強化対策

決壊の碑



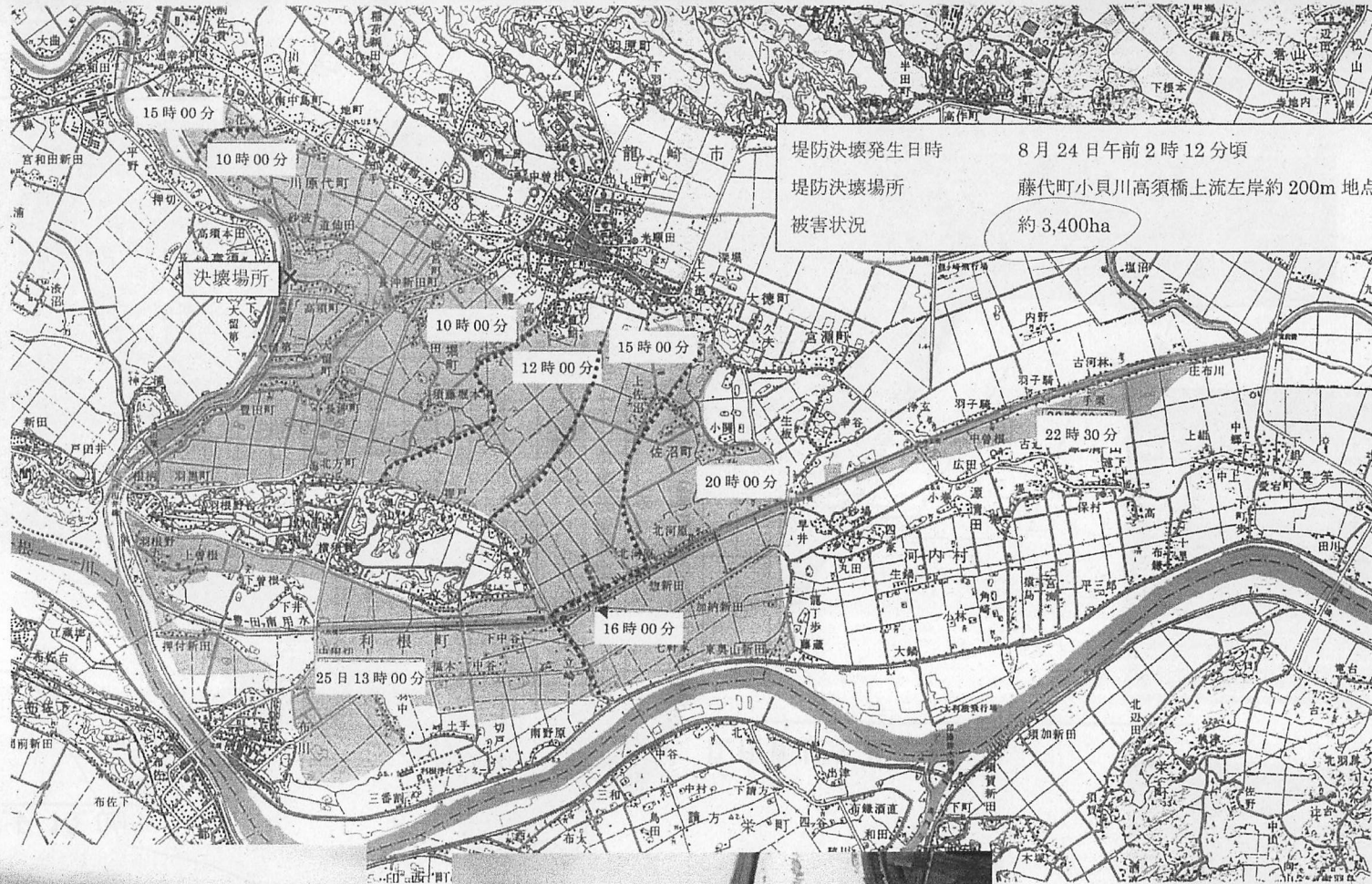
凡例	
——	現況断面
---	激特断面
---	改修計画断面
——	H7断面

500m 断面



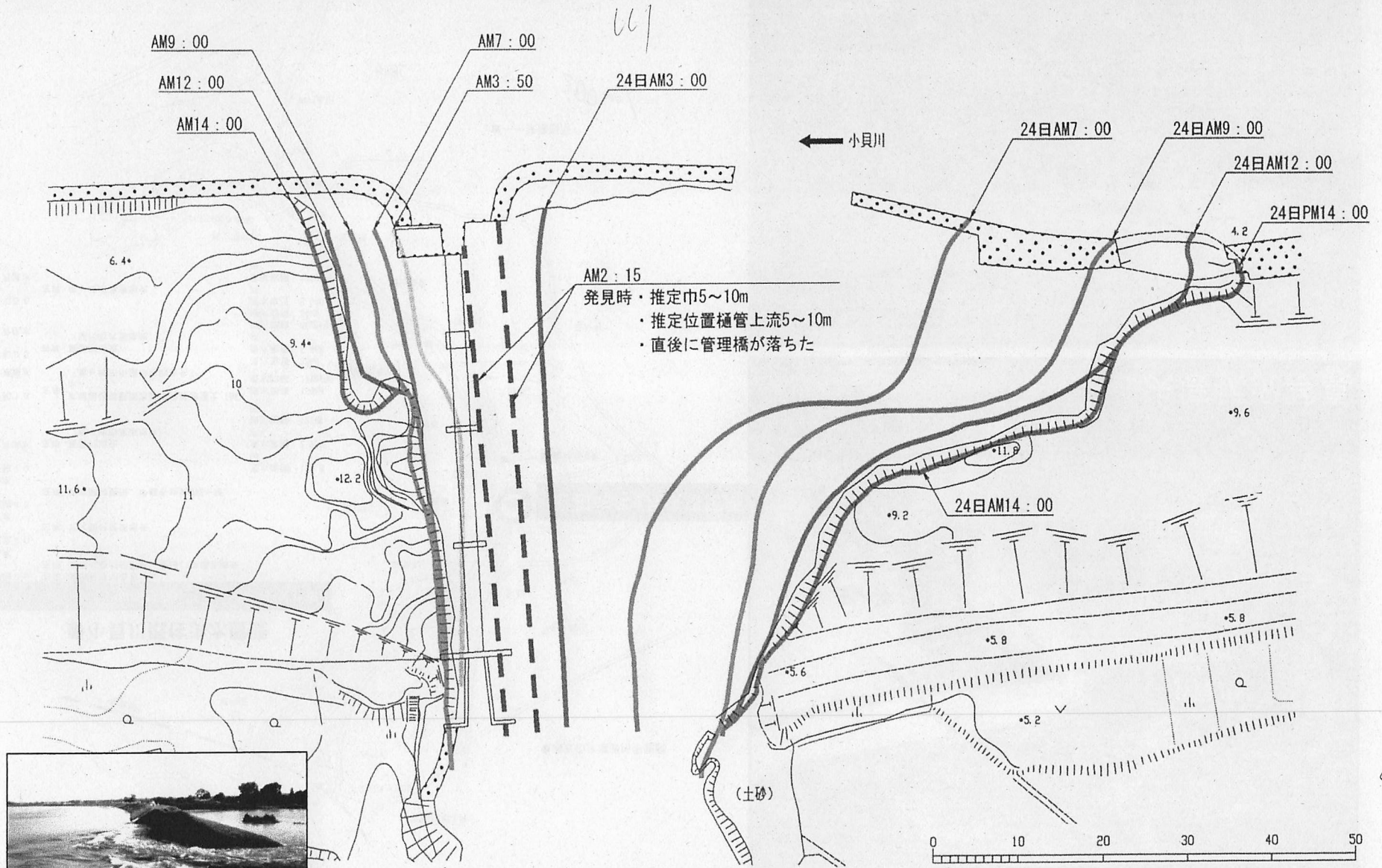
荒締切状況

昭和56年洪水（被害状況）



浸水面積	34km ²
浸水家屋	5540戸
被害総額	149億円

昭和56年洪水（被害状況）



決壊状況

←1182402

自然排水
 五段排水加車か全園以集水

小貝川 昭和56年の決壊





小貝川高須決壊場所



利根川常磐線取手鉄橋下

昭和56年8月24日 撮影

発掘

ほどよく 絶妙とりで

 ほどよく
絶妙
とりで

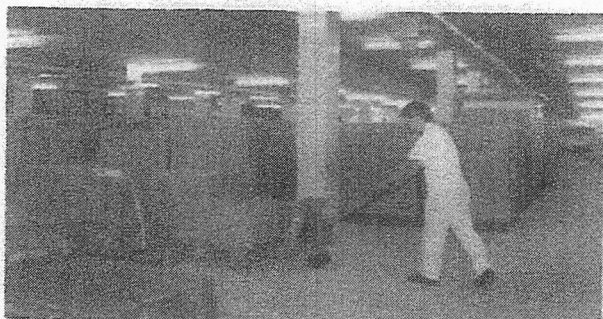
〈問い合わせ先〉魅力とりで発信課 ☎内線1191

絶妙な建物×防災

9月1日は防災の日ですが、皆さんは市内に絶妙な防災拠点があるのをご存知でしょうか。今回は、取手市桐木にある県南総合防災センターについてご紹介します。

—県南総合防災センターとは—

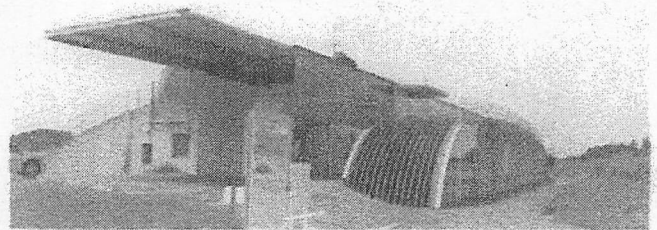
藤代スポーツセンター近くの小貝川堤防にある県内初の地域防災拠点施設です。茨城県南西の8市町（取手市・常総市・守谷市・つくばみらい市・龍ヶ崎市・牛久市・つくば市・利根町）が、国や茨城県の協力のもと建設し、平成13年にオープンしました。このセンターには災害に備えるための飲料水や食糧、防災用機材などが備蓄されています。また、平常時には、防災に関する学習や住民のレクリエーションの場として活用されています。



センターに備蓄されている飲料水

—どんなところが絶妙なのか？—

小貝川の自然になじむ外観が印象的なこのセンターは、新国立競技場（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の主会場）設計を担当された隈研吾氏の設計です。一見すると、美術館や博物館のような建物に、防災拠点としての機能があるとは、絶妙な組み合わせではないでしょうか。センターでは防災に関する情報パネル展示なども行っています。施設を見学しながら、防災と日本の現代建築について考えてみるのはいかがでしょうか。



県南総合防災センター

〈問い合わせ先〉県南総合防災センター（桐木103）☎83-2776

開館時間 午前9時から午後5時（最終入館は午後4時30分まで）
駐車場完備

休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始

科目	研修費
整理番号	4
領収書等貼付欄 (市町村アカデミー・川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川 参加費) 別紙	

No. 7

熊谷 久恵 様

領 収 書

金 3, 5 0 0 円 也

但し、河川騎馬パトロール体験費 として
 平成30年 10月13日 上記正に領収いたしました。

第18回川に学ぶ体験活動全国大会 in 小貝川実行委員会

〒114-0014 東京都北区田端 1-11-1 勘五郎

TEL: 03-

実行委員長 井



領収書等 添付合計金額	13,500円
----------------	---------

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
 この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

整理番号

246

領収書発行日

平成30年10月11日

領 収 書

熊谷 久恵 様

¥10,000※

但し、研修負担金として。

研修科目 : 市町村議会議員特別セミナー

受講者氏名 : 熊谷 久恵

入金日 : 平成30年8月20日

入金方法 : 銀行振込

千葉県美浜区浜田1-1
公益財団法人 全国市町村研修財団
市町村職員中央研修所
分任出納役 石橋 美 秀



様式第3号

平成30年度政務活動費 研修等報告書

議員名 熊谷 久恵

1 日時 平成30年10月11日(研修) 13:00~16:45
平成30年10月12日(研修) 9:00~12:20

2 場所 千葉市美浜区浜田1丁目1番地
市町村職員中央研究所(市町村アカデミー)

3 目的 研修「多様化する地域課題」

4 参加議員 熊谷久恵、竹本雅之、牧岡輝雄、藤田靖人、西本清司、
小澤長純、垣本正直、藤田善平、池尾正彦(計9名)

5 内容・成果・所見

【特色ある地域づくり】講師：大南信也(NPO 法人グリーンバレー理事)

想像を超える創造を産む特色ある地域づくりとは、過疎化という現状を受け入れたうえで、人口構成の健全化を目指し、どのような街にしたいのかという目的を明確にして、ならばどんな人に来てもらうかという具体的なアプローチを図り作りたいまちを自らで創造していく。人が人を呼ぶ連鎖が生まれている。

【地方議会と議会改革】講師：広瀬克哉(法政大学副学長・法学部教授)

住民にとっての議会改革～議会は自分たちの機関という意識はあるか(投票率・なり手不足) 定数削減、報酬引き下げ、政務活動費批判。

議会改革は、市民の多様な声が届くこと、論点が尽くされていること、審議力が求められる。そのうえで、住民感情の反映(共感)、意思決定の質確保、決着過程の可視化が求められている。

【持続可能な地域公共交通】講師：岡村敏之(東洋大学国際学部教授)

公共交通は、運転ができなくても自分の意志で移動できる手段。利用しなければなくなる。普段から乗りなれておくことも重要。(高齢者も元気うちに)

地方は自動車の依存が高く、高齢者が免許返納し公共交通を利用しなければならなくなると、外出率が低くなり地域社会から取り残されるという弊害も出てきている。小浜市においても、健全な車社会を築くとともに、公共交通の運転手の高齢化など、行政も地域も関心をもって手を打たなければならないと感じた。

【災害対応力の向上】講師：森民夫(元全国市長会会長：前長岡市長)

災害においては備えが大変重要であるが、一番求められるのは「現場力」である。災害現場、避難所、仮設住宅等の災害対応における各現場で、状況に応じ、臨機応変に対応する力であり、何より求められるのは、現場の状況に応じた「決断」である。

議員名 熊谷 久恵

1 日時 平成30年10月13日(研修) 8:30~17:50
平成30年10月14日(研修) 9:00~11:00

2 場所 茨木健取手市
市町村職員中央研究所(市町村アカデミー)

3 目的 研修「川に学ぶ体験活動全国大会in小貝川」

4 参加議員 熊谷久恵

5 内容・成果・所見

【河川騎馬パトロール】

ポニー騎馬による河川パトロール。車両での河川パトロールと違い環境に優しく、ポニーの生態・飼育学習や観光としても担っている。河川敷の損傷やモグラの穴の発見など、きめ細やかなパトロールとなっている。話題性があり、県外からの来訪も多い。リピーターから移住したという参加者あり。動物との触れ合いが癒しとなり、東京から取手へ移住を決意したということ。

【基調講演：野外活動で子どもが輝く！】

講師：佐々木豊志(くりこま高原自然学校代表・青森大学教授)

“生きる力”とはいかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力であり、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性である。幼少期の体験で、動く力、喜怒哀楽などの感情体が育まれる。

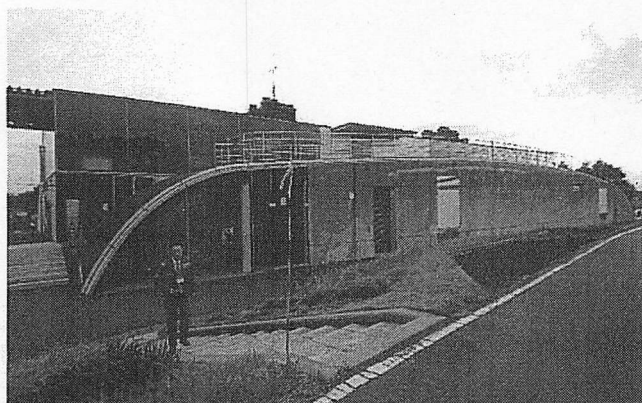
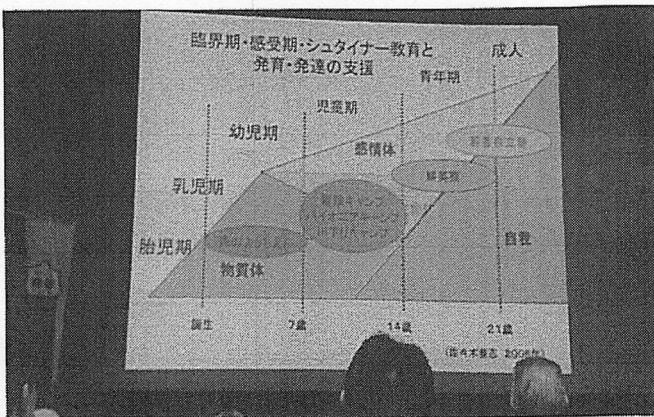
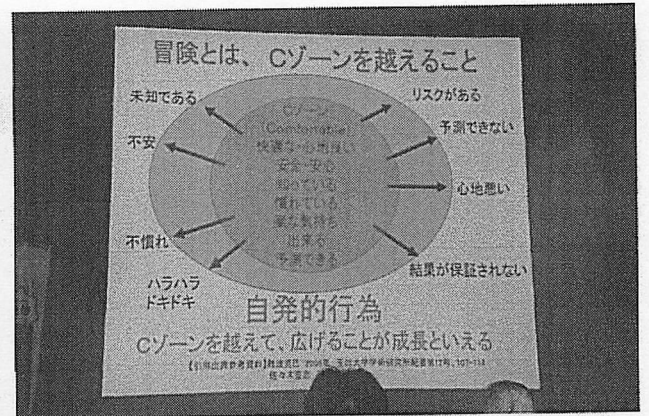
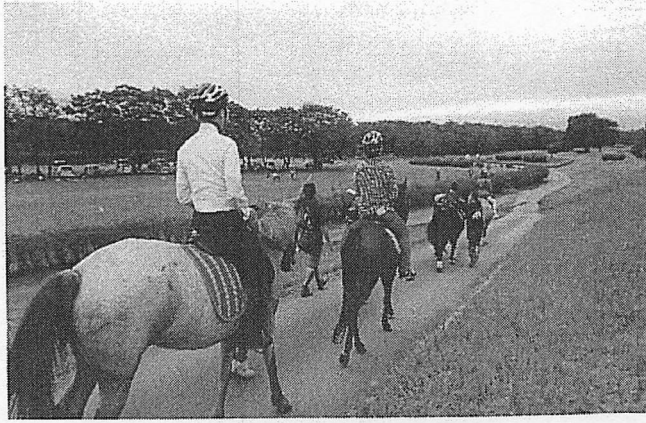
体験学習は、プロセスから学び、心・感性・体で「考える」ことを求め、暗黙知(言葉や図では表現できない知識)を中心に学ぶため、自ら考え、行動に移すきっかけになる。多くの寄宿生の問題発生の原因は幼少期に体験が乏しいことが多い。小浜市が取り組んでいる地域に根差した体験活動は、さらに推し進めていきたい。

【分科会：小貝川防災セミナー】

決壊箇所等の視察

50mあるミニスーパー堤防を視察。この地域の地質の関係で、農業用水の取水構が地盤沈下したことにより堤防に隙間ができ、その部分が決壊のトリガーとなったとの説明。小さな穴でも洪水時は危険。普段からの点検が重要であるとの説明であった。

【全国活動事例研究会】 県南総合防災センター
全国の事例紹介



小貝川郡代地区河川防災ステーション

河川防災ステーションは洪水時など、地域のみなさんが
 水防活動を実施するための基地となります。

●主な整備内容について

●河川防災ステーション断面図

●主な整備内容

1. 救急時の避難場所
 2. 水防資料の保管
 3. 防災訓練場
 4. ヘルパーセンター

河川防災ステーションは、本だんみなさんのふれあいの場です。
 ご利用にあたっては、備え付けの物品の取扱いに注意し、他人の迷惑のかけ
 らないように使用して下さい。

富士交通舎 下館河川事務所 管 轄 課 0295 (25) 2165
 調 査 課 0295 (25) 2171
 應 対 出 発 所 0297 (83) 5126

領収書等整理表

(平成30年度報告分)

科 目	研修費
整理番号	5
領収書等貼付欄 (小浜市議会誠友会・公明党ほか 中央要望・全国市議長会研究フォーラム費用) 別紙のとおり	
領 収 書 等 添付合計金額	79,120円

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
 この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

小浜市議会誠友会・公明党ほか 中央要望・宇都宮研修フォーラム費用（政務活動費） H30.11.13（火）～15（木）

氏名	JR料金 (往復運賃)		13日～15日 タクシー・マイクロバス代					13日宿泊	14日～15日研修フォーラム 参加費			合計
	切符料金 合計	シバング	13日タクシー 東京駅～ 議員会館	13日タクシー 議員会館～ 京王プレッソイン	14日タクシー 文化会館～ ルートイン	15日タクシー ルートイン～ 文化会館	15日マイクロバス 米原～小浜	京王 プレッソイン	宿泊ほか	講演ほか	申込振込 手数料	個人 政務活動費
熊谷 久恵	36,150		373	1,051	715	805	3,560	9,400	20,000	7,000	66	79,120
竹本 雅之	36,150		373	1,051	715	805	3,560	9,400	20,000	7,000	66	79,120
牧岡 輝雄	25,440	割引	373	1,051	715	805	3,560	9,400	20,000	7,000	66	68,410
藤田 靖人	36,150		373	1,051	715	805	3,560	9,400	20,000	7,000	66	79,120
西本 清司	36,150		373	1,051	715	805	3,560	9,400	20,000	7,000	66	79,120
小澤 長純	36,150		373	1,051	715	805	3,560	9,400	20,000	7,000	66	79,120
今井 伸治	25,440	割引	373	1,051	715	805	3,560	9,400	20,000	7,000	66	68,410
下中 雅之	36,150		373	1,051	715	805	3,560	9,400	20,000	7,000	66	79,120
堀本 正直	25,440	割引	380	1,060	720	810	3,560	9,400	20,000	7,000	72	68,442
富永 芳夫					715	805	3,560		20,000	7,000	66	32,146
清水 正信	33,360		373	1,051	715	805	3,560	9,400	8,000	7,000	66	64,330
池尾 正彦	25,440	割引	373	1,051	715	805	3,570	9,400	20,000	7,000	66	68,420
能登 恵子	25,440	割引			715	805	3,560		20,000	7,000	66	57,586
金額	377,460		4,110	11,570	9,300	10,470	46,290		248,000	91,000	864	
適用			別紙(1/11)	別紙(1/11)	別紙(1/12)	別紙(1/13)	別紙(1/13)				別紙(1/13)	

科 目	研修費
整理番号	5-1
領収書等貼付欄	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書 熊谷久恵 様</p> <p>Receipt 領収年月日 2018.11.-6</p> <p>金 額 ￥36,150 (消費税等込み)</p> <p>上記金額確かに領収いたしました</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets (7枚)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 小浜駅 F1 発行 50369-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;"> 印紙税申告納 付につき大定 税務署承認済 </div> </div>	
領 収 書 等 添付合計金額	36,150円

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

科目	研修費
整理番号	5-2
<p>領収書等貼付欄</p> <p>11月13日タクシー 東京駅～議員会館</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="113 728 558 1422" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>現・チ・ク・割引 No.0782</p> <p>日付 2018年11月13日</p> <p>車番 100610 000</p> <p>基本運賃 ¥1370円</p> <hr/> <p>運賃料金計 ¥1370円</p> <p>合計 ¥1370円</p> <p>上記の通り領収致しました 毎度ご乗車ありがとうございます。 お忘れ物のお問い合わせは下記へ</p> <p>栄泉交通株式会社 東京都江東区東橋5-29-43 TEL 03-3647-1105</p> </div> <div data-bbox="558 728 997 1299" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>(現金以外はご利用明細書)</p> <p>2018年11月13日</p> <p>車両番号: 0578</p> <p>運賃 ¥1450円</p> <p>合計 ¥1450円</p> <p>上記金額正に領収しました ご利用ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">(和) 大和自動車交通江東(株)</p> <p style="text-align: center;">☎ 3633-6612</p> <p>無線配車センター ☎ 3563-5151</p> </div> <div data-bbox="997 728 1461 1243" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">No.9791</p> <p style="text-align: center;">④</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>2018年11月13日</p> <p>車番002470 000</p> <p>メーター 1290円</p> <hr/> <p>運賃合計 1290円</p> <p>合計 1290円</p> <p>坂本自動車株式会社</p> <p>TEL 03-3889-0691</p> </div> </div>	
領収書等 添付合計金額	4,110円

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

科目	研修費																					
整理番号	5-3																					
領収書等貼付欄																						
11月13日タクシー 議員会館〜京王プレッソイン																						
<p style="text-align: center;">領 収 書 (現金・クレジット・カード・福祉)</p> <p>日付 2018年11月13日 車番 1387</p> <table border="0"> <tr><td>基本運賃</td><td>¥3610円</td></tr> <tr><td>ETC料金</td><td>¥410円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥4020円</td></tr> <tr><td colspan="2">(内消費税等 ¥297円)</td></tr> <tr><td>現金支払</td><td>¥4020円</td></tr> </table> <p>通行料 他 円 上記正に領収いたしました。 ご利用ありがとうございました。</p> <p>kmグループ 国際自動車株式会社 台東営業所 東京都台東区根岸2-20-13</p> <p>お忘れもの、領収書に 関するお問い合わせは TEL 03-6802-3577</p> <p>お気付きの点、ご要望は kmグループお客様相談室 TEL 0120-717-089 または03-6620-6588 <kmタクシーWEBサイト> www.km-taxi.tokyo <本社> 443-0844-3283 (営業回数6835)</p>	基本運賃	¥3610円	ETC料金	¥410円	合計	¥4020円	(内消費税等 ¥297円)		現金支払	¥4020円	<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>現・チ・ク・割引 No.2069 日付 '18年11月13日 車番 0115 000</p> <table border="0"> <tr><td>基本運賃</td><td>¥3690円</td></tr> <tr><td>ETC料金</td><td>¥410円</td></tr> <tr><td>運賃料金計</td><td>¥3690円</td></tr> <tr><td>通行料他</td><td>¥410円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥4100円</td></tr> </table> <p>上記の通り領収致しました。 ご乗車ありがとうございました。 お忘れ物・お気付きの点は当社へ</p> <p>東京交通興業株式会社 東京都江東区塩浜2-7-7 TEL 03-3647-1521</p>	基本運賃	¥3690円	ETC料金	¥410円	運賃料金計	¥3690円	通行料他	¥410円	合計	¥4100円	<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p>(チケット・カード・クーポン) 2018年11月13日 無紙番号 275号 乗車料金 ¥3450円</p> <p>計 3450円</p> <p>お忘れ物・お問合せは カスタマーサポートデスクへ TEL 0570 (06) 2151 平日9:00~17:00 日本交通 副営業所 TEL 03 (6712) 0360 GPS432-8643-089A</p>
基本運賃	¥3610円																					
ETC料金	¥410円																					
合計	¥4020円																					
(内消費税等 ¥297円)																						
現金支払	¥4020円																					
基本運賃	¥3690円																					
ETC料金	¥410円																					
運賃料金計	¥3690円																					
通行料他	¥410円																					
合計	¥4100円																					
領収書等 添付合計金額	11,570 円																					

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

領収書等整理表

(平成30年度報告分)

科目	研修費	
整理番号	5-4	
領収書等貼付欄		
11月14日タクシー 文化会館へルートイン		
<p>領収書 No.4319</p> <p>日付 2018年11月14日</p> <p>車番 002042 0000</p> <p>基本運賃 ¥3,250円</p> <p>合計 ¥3,250円</p> <p>上記の様に領収致しました</p> <p>安全・親切・明るい営業</p> <p>株式会社 安全タクシー</p> <p>本社 宇都宮市東町2番地</p> <p>☎028-661-5151(代)</p>	<p>領収書 No.1629</p> <p>日付 2018年11月14日</p> <p>車番 002030 0000</p> <p>基本運賃 ¥3,070円</p> <p>合計 ¥3,070円</p> <p>上記の様に領収致しました</p> <p>安全・親切・明るい営業</p> <p>株式会社 安全タクシー</p> <p>本社 宇都宮市東町2番地</p> <p>☎028-661-5151(代)</p>	<p>領収書 No.0194</p> <p>日付 2018年11月14日</p> <p>車番 002026 0000</p> <p>基本運賃 ¥2,980円</p> <p>合計 ¥2,980円</p> <p>上記の様に領収致しました</p> <p>安全・親切・明るい営業</p> <p>株式会社 安全タクシー</p> <p>本社 宇都宮市東町2番地</p> <p>☎028-661-5151(代)</p>
領収書等 添付合計金額	9,300円	


※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

領収書等整理表

(平成30年度報告分)

科目	研修費	
整理番号	5-5	
領収書等貼付欄		
15日タクシー ルートイン〜文化会館		
<p>領収書 No.1659</p> <p>領収書 No.1659</p> <p>日付 2018年11月15日</p> <p>車番 002032 0000</p> <p>基本運賃 ¥3,610円</p> <p>合計 ¥3,610円</p> <p>上記の様に領収致しました</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>安全・親切・明るい営業</p> <p>株式会社 安全タクシー</p> <p>本社 宇都宮市東町2番地</p> <p>☎028-661-5151(代)</p> </div>	<p>領収書 No.4305</p> <p>日付 2018年11月15日</p> <p>車番 002042 0000</p> <p>基本運賃 ¥3,430円</p> <p>合計 ¥3,430円</p> <p>上記の様に領収致しました</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>安全・親切・明るい営業</p> <p>株式会社 安全タクシー</p> <p>本社 宇都宮市東町2番地</p> <p>☎028-661-5151(代)</p> </div>	<p>領収書 No.0204</p> <p>日付 2018年11月15日</p> <p>車番 002026 0000</p> <p>基本運賃 ¥3,430円</p> <p>合計 ¥3,430円</p> <p>上記の様に領収致しました</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>安全・親切・明るい営業</p> <p>株式会社 安全タクシー</p> <p>本社 宇都宮市東町2番地</p> <p>☎028-661-5151(代)</p> </div>
領収書等 添付合計金額	10,470円	

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。


科目	研修費									
整理番号	5-6									
領収書等貼付欄										
15日マイクロバス 米原～小浜										
<p>※領収証※ No. H30-11-1</p> <p>小浜市議会 誠友会 様 平成30年12月8日</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>¥46,290-</td> <td>印 紙</td> </tr> </table> <p>上記正に領収いたしました、 但 1/5 バス代</p> <table border="1"> <tr> <td>現金</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>約手</td> <td></td> </tr> </table> <p>  ワコーサービス <small>井県敦賀市木崎54号19番地1 TEL (0770)2-5-8845 FAX (0770)2-5-8846 小浜営業所 小浜市和久里第15号19番地1 TEL (0770)5-6-2220 FAX (0770)5-6-2235</small> </p>		金額	¥46,290-	印 紙	現金	○	小切手		約手	
金額	¥46,290-	印 紙								
現金	○									
小切手										
約手										
領収書等 添付合計金額	46,290 円									

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

様式第1号

領収書等整理表

(平成30年度報告分)

科 目	研修費
整理番号	5-7
領収書等貼付欄	
領 収 書 Receipt	
No. 201811130213 C 2018.11.13	
熊谷 久恵 様	¥9,400
上記金額は、ご宿泊料金として領収いたしました。 但、	(内消費税 Con.Tax ¥696)
京王プレッソイン池袋 〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-29-11 TEL 03-5396-0202 FAX 03-5396-0203	
	
領 収 書 等 添付合計金額	9,400円

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

様式第1号

領収書等整理表

(平成30年度報告分)

科目	研修費
整理番号	5-8
領収書等貼付欄	

No.0161-1

領収証 RECEIPT

J T B 宇都宮支店

宇都宮市池上町4-1

TEL: 028-614-2001

平成30年11月26日



熊谷 久恵 様

下記の金額正に領収いたしました。

¥20000*

出納責任者	取扱者
森 泉	戸 部

第13回全国市議会議長会研究フォーラム

但し、宿泊費(8,000円)・研修視察(12,000円)代金として

領収個所名及び領収者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効です。

領収書等 添付合計金額	20,000円

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。

この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

領収書等整理表

(平成30年度報告分)

科 目	研修費
整理番号	5-9
領収書等貼付欄	
別紙参照	
領 収 書 等 添付合計金額	7,000円

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

第13回全国市議会議長会研究フォーラム in 宇都宮

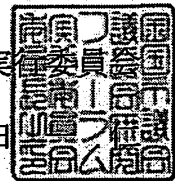
平成30年11月22日

熊谷 久恵 様

参加費領収書

第13回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

委員長 山田



東京都千代田区平河町2-4-2

金 7,000 円

第13回全国市議会議長会研究フォーラム in 宇都宮

研修フォーラム参加代金として

平成30年11月14日・15日開催 (宇都宮市)

科目	研修費
整理番号	5-10
領収書等貼付欄	
研修フォーラム in 宇都宮 参加費振込手数料	

振込金受取書または振込受付書のいずれかを二重線で抹消する。

振込金受取書 (兼手数料受取書)

30年11月6日

振込先 みずほ 信金 協信 信連 信組 銀行 協信	店(所) + 四号支	金額	十億	百	千	円
貯金種目 (〇でお返ください) 〇 普通 2: 当座 4: 貯蓄 9: その他	口座番号 (右詰めで正確にお書きください) 0 6 6 0 1 8 2	フリガナ マロイロクイナ オバマシキカイ	1	7	3	3
フリガナ カ) ミニイービー	ご依頼人 おなまえ おふし おとこ	061 小決市議会				
株式会社 JTB	様	小決市大手町6-3				
		〒(0770) 64-6035				

手数料(税込) 円
864

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご注意ください。
- ご指定の口座から貯金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書(受取書)は、振込ができない場合に必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。



取扱店
ワカサノウキョウオオテマヲ
若狭農協大手町支店

領収書等 添付合計金額	864 円
----------------	-------

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

平成30年度政務活動費 研修等報告書

議員名 熊谷 久恵

- 1 日時 平成30年11月13日(火) 14:00～
平成30年11月15日(木) ～11:00
- 2 場所 (要望) 衆議院会館第1・第2、参議院会館
(研修) 宇都宮市文化会館
- 3 目的 (要望) ①北陸新幹線「小浜・京都」ルートの早期実現
②国道162号線「西津橋・大手橋」の架け替え事業
③「公立小浜病院」の医師確保および運営に対する支援
④「舞鶴若狭自動車道」の早期全線4車線化
(研修) 第13回全国市議会議長会研究フォーラム
- 4 参加議員 熊谷久恵、竹本雅之、牧岡輝雄、藤田靖人、西本清司、小澤長純、
今井伸治、下中雅之、能登恵子、垣本正直、富永芳夫、清水正信、
池尾正彦、(計13名)
- 5 内容・成果・所見
(要望) 上記4項目について、稲田朋美衆議院議員、高木毅衆議院議員、山本拓
衆議院議員、山崎正昭参議院議員、滝波宏文参議院議員、山谷えり子参
議院議員へ要望活動。国土交通省へ要望活動。(要望書手渡し)



5 内容・成果・所見

【第13回全国市議会議長会研究フォーラム】

●11月14日(水)

①基調講演

【演題】「地域共生社会」をどうつくるか

【講師】中央大学法学部教授 宮本太郎

②パネルディスカッション

【演題】議会と住民の関係について

【コーディネーター】山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授 江藤俊昭

【パネリスト】(公財)地方自治総合研究所主任研究員 今井 照
有限会社ひまわり亭代表取締役 本田 節
朝日新聞大阪本社地域報道部記者 神田 誠司
宇都宮市議会議長 小林 紀夫

●11月15日(木)

①課題討議

【演題】議会と住民の関係について

【コーディネーター】山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授 江藤俊昭

【事例報告者】久慈市議会副議長 桑田 鉄男
新潟市議会議員 伊藤 健太郎
犬山市議会議長 ビアンキアンソニー
竹原市議会議長 道法 知江

●参加者 約2,100名

●内 容

(基調講演)

困難を抱えた人を元気にし、活躍の場を創るための地域づくりの目標が「地域共生社会」である。

2040年問題を乗り越えるには、

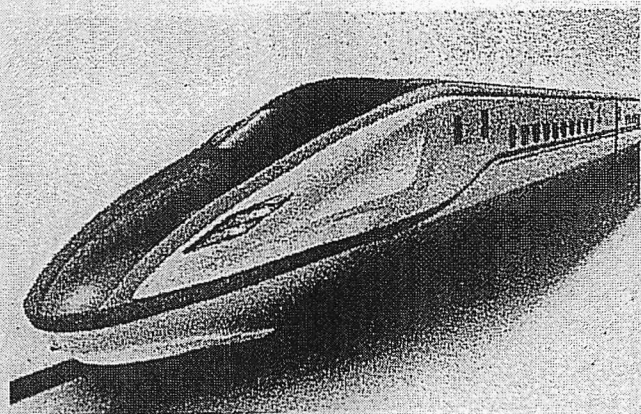
- ② 元気人口をつくり出すための「誰もが人財のまちづくり」
- ② 定年後男性の地域デビュー支援で、高齢人口が生涯活躍できる「ずっと出番のあるまち」をつくる。
- ③ つながりづくり(新しい縁、必要縁)が必要。元気人口を増やすには、福祉、雇用などの制度改正が必要。

(パネルディスカッション)

議会と住民の在り方、議会の役割について討論。

- ・議員は、実践と行動で住民参加型のまちづくりに積極的にかかわるべき。
- ・議会は住民の話を聞くことが大切。
- ・議会は多様に存在する機能的な市民活動とのつながりを考えるべき。
- ・多様な民意を聞いたら、政策を練って実現させる。
- ・議員のなり手不足解消は、任期の延長が必要。
- ・若者が政治に関心を持ち、ふるさとに誇りが持てるまちづくりをすることが議員の使命である。
- ・議決権限を持つ議会の役割は大事。

要 望 書



平成30年11月

福井県小浜市議会 誠友会・公明党

会 長	池尾	正彦
幹 事	垣本	正直
政 調	小澤	長純 (副議長)
会 計	牧岡	輝雄
	清水	正信
	藤田	善平 (議長)
	今井	伸治
	西本	清司
	藤田	靖人
	竹本	雅之
	熊谷	久恵

公明党 下中 雅之

北陸新幹線小浜・京都ルート¹の早期開業について

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展、東海道新幹線の災害時の補完機能を果たすうえで、極めて重要な国家プロジェクトであります。

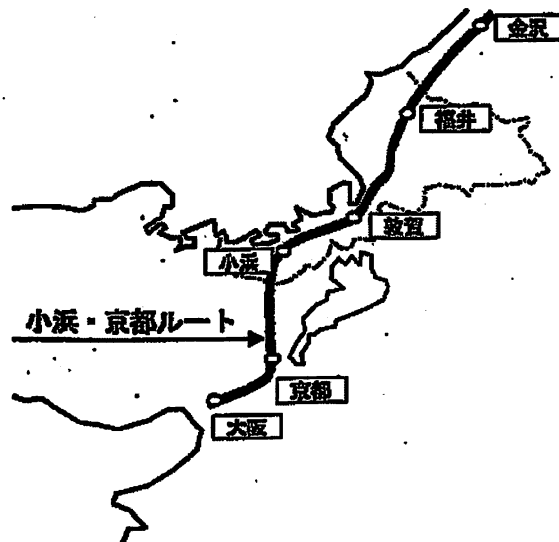
また、福井県嶺南地域が首都圏や関西圏と直接結ばれ、流動人口、定住人口の増加等、地方創生・地域活性化に繋がるとともに、福井県の飛躍的発展にも大きく寄与するものと期待されます。

平成28年12月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームによる小浜・京都ルート¹に続き、平成29年3月には敦賀・大阪間の全区間のルートが決定されたところであり、今後は、開業効果を早期に発現させるため、平成34年度末（2023年）の着実な敦賀開業とともに、大阪までの早期開業が必要であります。

つきましては、次の事項について、特段のご配慮を賜りますよう要望します。

記

- 1 詳細なルートや駅の位置を決める調査を速やかに進め、早期に環境影響評価に着手すること
- 2 敦賀・大阪間の建設財源の見通しを早期につけ、敦賀開業後の切れ目ない整備を進め、北海道新幹線・札幌開業（2030年度末）より早い大阪までの全線フル規格による早期開業をすること



国道162号 西津橋・大手橋の架け替えについて

国道162号の西津橋・大手橋は築約80年が経過し老朽化が著しく、幅員も狭いため、今日の交通事情に対応できなくなっているとともに河積の阻害ともなっています。

早期架け替えに向け、地域住民の要望も強く、市民の安全・安心な生活環境を確保する上においても、重要な課題となっています。

工事期間中の迂回路となる県道泊小浜停車場線の「こうのとり大橋」も供用が開始されており、また、地域住民の同意も得られ、平成24年度に事業採択となりました。(県⇒市 都市計画道路変更決定告示 H23.4.5)

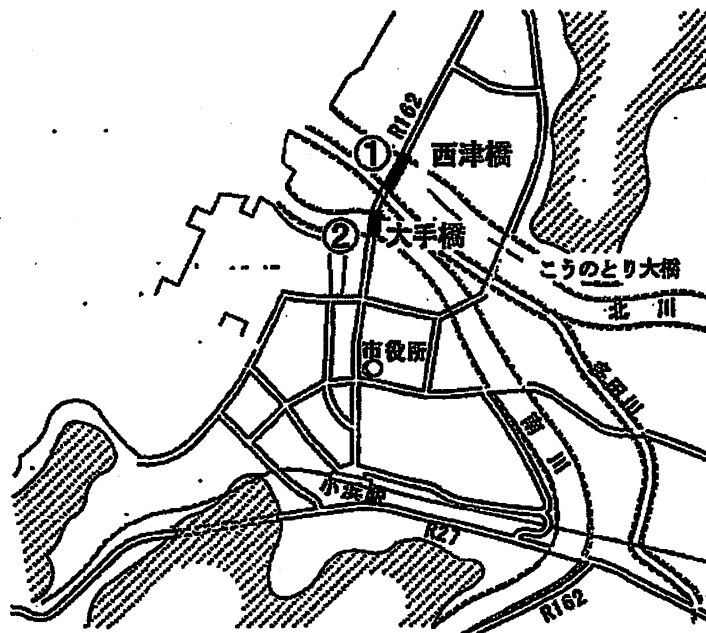
今後は、工事期間も長期となるため、早期の工事完成、工事中の交通渋滞、避難経路等への対策も必要です。

つきましては、次の事項について、特段のご配慮を賜りますよう要望します。

記

1 国道162号 西津橋・大手橋の架け替え事業の進捗を図ること。

① 西津橋	L=123.4m	W=6.0m	昭和12年架設
② 大手橋	L=95.5m	W=6.0m	昭和13年架設



杉田玄白記念公立小浜病院の医師確保および 運営に対する支援について

杉田玄白記念公立小浜病院は、救命救急センターをはじめ、へき地医療拠点病院、災害拠点病院等の指定を受け、政策的医療に積極的に取り組み、かつ若狭地域唯一の総合病院として、急性期、回復期から慢性期まで幅広い医療を提供する役割を担っています。

しかしながら、内科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科等、多くの診療科に常勤医師が不足しており、地域住民が安心できる医療体制の維持に支障をきたしています。

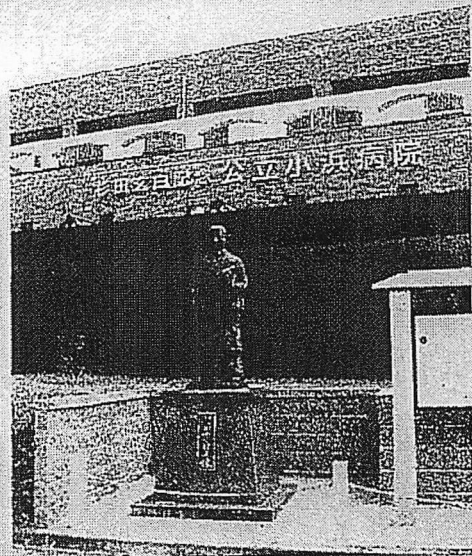
同病院では、大学への要請はもとより、平成 25 年度からは福井大学医学部に、平成 26 年度からは京都大学医学部に寄附講座を開設するなど、様々な手段にて医師確保に努めているが、依然として非常に厳しい現状であります。

このような中、県当局には、自治医科大学卒業医師、キャリアアップ後期研修医、福井大学特命医師の派遣等に格別のご高配をいただいているが、若狭地域の福井市周辺との医療水準の格差は歴然としており、一層の支援を必要としています。

また、初期研修医制度、新専門医制度における若手医師の養成・定着が喫緊の課題であります。特に内科においては専門指導医師の確保に苦慮しており、福井大学地域医療推進講座や寄附講座を通して指導教官の派遣があるが、常勤医による指導体制が不十分であり、強化が必須となっております。

救急医療、小児医療、へき地医療、地域災害医療等の公益性の高い政策的医療は、採算性が低く、医師・看護師・医療技術員等の確保が困難であり、県による強力な支援が必要であります。

つきましては、次の事項について、特段のご配慮を賜りますよう要望します。



記

- 1 若狭地域の基幹病院である杉田玄白記念公立小浜病院に対する自治医科大学卒業医等の医師派遣を拡充すること。
- 2 若手医師の教育・養成のため、内科専門指導医派遣拡充の方策を講じること。
- 3 政策的医療等の体制維持のため、財政支援等を一層拡充すること。

舞鶴若狭自動車道（近畿自動車道敦賀線）の機能充実について

舞鶴若狭自動車道（近畿自動車道敦賀線）が平成26年7月20日に、小浜ICから敦賀JCTまでの39kmが全線開通し、本市をはじめとする若狭地域全体に大きな影響をもたらしたところです。

現在、舞鶴西ICまでの4車線化が整備中であるが、舞鶴西ICから敦賀JCTまでの85.5kmについては暫定2車線で供用されているにとどまっています。

現状では、年に2回実施される定期点検時には夜間通行止めを行い、また、冬季の降雪時には除雪作業により、作業車両の後続車が低速走行となるなど、一時的にはあるが高速道路としての機能を十分に発揮できていない状況であります。

一方で、医療分野での緊急輸送における実績や、平成29年のゴールデンウィークには小浜ICから敦賀JCT間で、1日最大21,600台が通行するなど、利用者には欠くことのできない社会資本となっています。

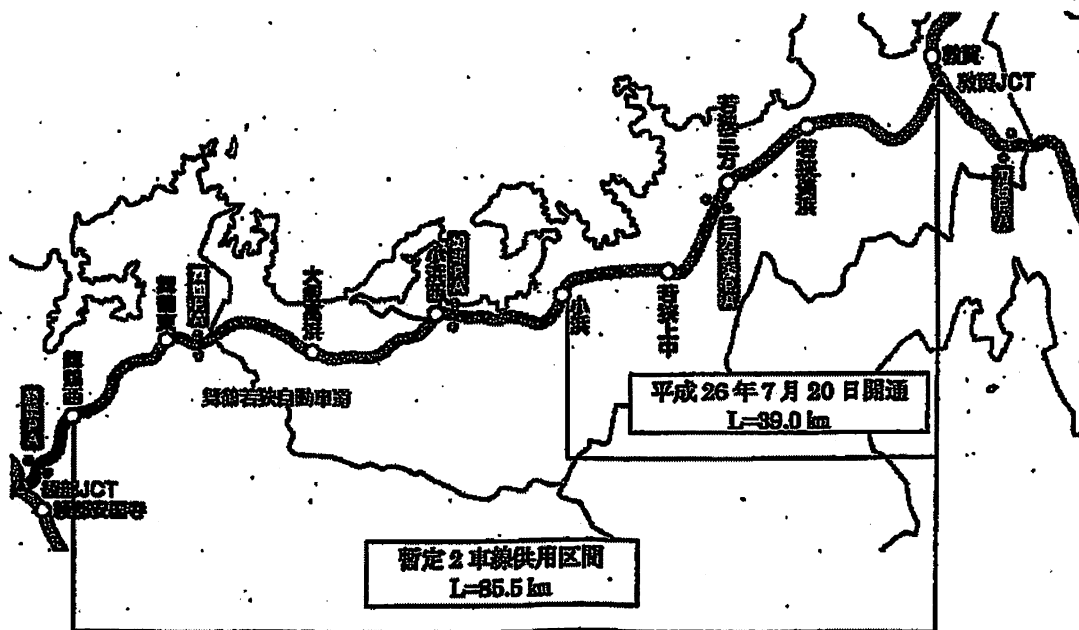
また、平成30年3月からの道の駅「若狭おばま」において、高速道路からの一時退出を可能とするサービス「賢い料金」を実施していただいております、利用者にも好評を得ているところであります。

さらに、高速道路利用者の増加による沿線地域の活性化や、名神高速道路の代替機能を果たすためにも、暫定2車線供用区間を一括して、早期に4車線化の整備を進める必要があります。

つきましては、次の事項について、特段のご配慮を賜りますようお願いします。

記

- 1 舞鶴若狭自動車道の4車線化を早期に着手すること。





第13回

全国市議会議長会 研究フォーラム



主催：全国市議会議長会
後援：総務省
実施：第13回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

全国市議会議長会研究フォーラム 意見交換会



科目	資料作成費
整理番号	1
領収書等貼付欄 (議会報告会反訳料)	



領 収 証

熊谷 久恵 様

No.000077

2018年7月23日

¥ 6,352 -

上記の金額正に領収いたしました
但し テープ反訳料(議会報告会)

収 入 印 紙	内 訳
	税抜金額
	消費税額等(%)

(株)大和速記情報センター
関西営業所長 藤原 修
〒541-0045 大阪市中央区南船場1丁目7番12号
TEL 06-6611-1212

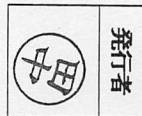


領 収 書 等 添付合計金額	6,352円
-------------------	--------

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。

科目	資料作成費
整理番号	2

領収書等貼付欄
(パソコン購入費)



発行者
印紙税申告納
付につき福井
税務署承認済

株式会社 サンキュー
(作成地) 福井県福井市新保北一丁目
601番地



2019年03月04日
金額 ¥141,800 -
但し
消費税等 10,503円含んでおります

領収証
熊谷久恵様

金種	内訳
現金	141,800
クレジット	
ギフト券等	
ポイント	
振込	

発行店 No.00385598
100満ボルト
電話番号 0770-53-3331

BCI-370XLPGBK
4549292033243 1 ¥1,477
パソコンソフト
トレンドマイクロ
ウイルス対策ソフト 2019HD
4988752018978 1 ¥10,573
(クーポン利用 ¥1,069)

(141,800×1/2) 70,900円

領収書
添付合計金

※貼付する領
この用紙に

上記「お買上明細書」の金額はお買上金額を表示するもので、領収金額とは異なる場合がございます。

手方が確認できるようにしてください。
は、同じ科目とすること。

科 目	資料購入費
整理番号	1
領収書等貼付欄 (新聞購読料)	
領 収 証 熊 谷 久 恵 様 No. _____	
★ ￥32,700 - 但 福井新聞 H30.4月分～H31.3月分 31年3月29日 上記正に領収いたしました	
取 入 印 紙	内 訳
	税抜金額
	消費税額等(%)
コクヨ ウケ-55	小浜市遠敷25-21-5 福井新聞若狭販売センター 店 長 岸 本 将 来 TEL (0770) 56-0126 FAX (0770) 56-6770
領 収 書 等 添付合計金額	32,700円



※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
 この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。



様式第1号

領収書等整理表

(30年度報告分)

科 目	資料購入費
整理番号	2
領収書等貼付欄 (書籍代)	



領 収 書

納入者 住所 小浜市生守40-8-2 氏名 熊谷 久恵 様			
金額	現金 証券	5,600円	
年度	会 計	担 当 課	係 員
30	一般	文化課	
款	項	目	節
19	05	02	09-00
内容 小浜市史 第1巻 通史編上巻 1冊			
上記のとおり領収しました。		領 収 印	
福井県小浜市会計管理者			

領収番号 A-N° 23452

様式第23号 (2-1)

領 収 書

納入者 住所 小浜市生守40-8-2 氏名 熊谷 久恵 様			
金額	現金 証券	16,100円	
年度	会 計	担 当 課	係 員
30	一般	文化	
款	項	目	節
19	05	02	09-10
内容 小浜市史 第1巻 総回地回編 1冊 ¥9,100 第13巻 通史編下巻 1冊 ¥7,000			
上記のとおり領収しました。		領 収 印	
福井県小浜市会計管理者			

領収番号 A-N° 23458

様式第23号 (2-1)

領 収 書 等 添付合計金額	21,700円
-------------------	---------

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。




小浜市史

通史編 下卷

小浜市史

絵図地図編

— 図版・解題 —

科 目	事務所費												
整理番号	1												
領収書等貼付欄													
													
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: right;"> <p>2018年12月12日</p> <p>金額 <u>¥2,116-</u></p> <p>但し</p> <p>消費税等 156円含んでおります</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>発行者 </p> <p>株式会社 サンキュー (作成地) 福井県福井市新保北一丁目 601番地</p> </div> </div>													
													
<p>発行店 No.001748885 100満ポルト小浜本店 電話番号 0770-53-3339</p>													
<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現金</td> <td style="text-align: center;">2,116</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クレジット</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ギフト券等</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">振込</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>		金額	内訳	現金	2,116	クレジット	0	ギフト券等	0	ポイント	0	振込	0
金額	内訳												
現金	2,116												
クレジット	0												
ギフト券等	0												
ポイント	0												
振込	0												
領 収 書 等 添付合計金額	(2,116円×1/2) 1,058円												

※貼付する領収書等は、支出年月日、金額、相手方が確認できるようにしてください。
この用紙に複数の領収書等を貼付する場合は、同じ科目とすること。